

第3期スポーツ基本計画 中間報告
(令和3年12月20日)

はじめに(P. 3)

第1章 社会変化の中で改めて捉える「スポーツの価値」

1. 第2期計画の総括的な評価 (P. 6)
2. スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方 (P. 9)
3. 新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツの価値」 (P. 11)

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」 (P. 13)

第3章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策

- (1) 東京大会の成果を一過性のものとしない持続可能な国際競技力の向上 (P. 17)
- (2) 安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承 (P. 18)
- (3) 東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進 (P. 18)
- (4) 東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心をいかした地方創生、まちづくり (P. 19)
- (5) 東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等を活用したスポーツを通じた国際交流・国際貢献 (P. 20)
- (6) 東京大会の開催時に生じたスポーツに関わる者の心身の安全・安心確保に関する課題を踏まえた取組の実施 (P. 20)

第4章 「新たな三つの視点」を支える具体的な施策

1. スポーツを「つくる／はぐくむ」(新たな視点①)
 - (1) 多様な主体が参画できるスポーツの機会創出 (P. 22)
 - (2) 自主性・自律性を養う指導ができるスポーツ指導者の育成 (P. 22)
 - (3) スポーツ界におけるDXの導入 (P. 23)
2. 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる (新たな視点②)
 - (1) スポーツを通じた共生社会の実現 (P. 23)
 - (2) スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化 (P. 24)

- (3) スポーツを通じた国際交流(P. 24)
- 3. スポーツに「誰もがアクセス」できる（新たな視点③）
 - (1) 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供(P. 25)
 - (2) アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実 (P. 25)
 - (3) 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがないような継続的なアクセスの確保(P. 25)

第5章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

- (1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出(P. 26)
- (2) スポーツ界におけるDXの推進(P. 33)
- (3) 国際競技力の向上(P. 35)
- (4) スポーツの国際交流・国際貢献(P. 40)
- (5) スポーツによる健康増進(P. 44)
- (6) スポーツの成長産業化(P. 47)
- (7) スポーツによる地方創生、まちづくり(P. 48)
- (8) スポーツを通じた共生社会の実現(P. 51)
- (9) 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化(P. 54)
- (10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」(P. 55)
- (11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保(P. 62)
- (12) スポーツ・インテグリティの確保(P. 64)

第6章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

- 1. 第3期計画における取組・施策の実効性を高めるためのEBPMの推進(P. 69)
- 2. 第3期計画の広報活動の推進(P. 70)
- 3. 第3期計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用(P. 71)
- 4. 第3期計画を支える様々な主体に期待される役割とそれに対する支援(P. 72)

おわりに(P. 75)

はじめに

(新型コロナウイルス感染症と東京オリンピック・パラリンピック競技大会等がスポーツに与えた影響)

現行の第2期スポーツ基本計画（以下「第2期計画」という。）は、平成29年度から令和3年度までの5年間を対象期間として、我が国のスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年3月に策定された。

この期間中、例えば、大規模なスポーツの国際競技大会としては、平成30年に開催された平昌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会で日本代表選手団が活躍した。また、我が国においては令和元年9月から、アジア初となるラグビーワールドカップ2019が日本で開催され、海外からの24万を超える人々を含めて延べ170万人の観客がスタンド観戦し、また世界中の人々にデジタルメディアやSNS等を通じて試合が発信された。大会では、日本代表チームが初の決勝トーナメントに進出し、「ワンチーム」をスローガンに結束して戦う姿は、多くの人々に感動を与えた。加えて、6,400億円超とも言われる経済波及効果や、東日本大震災の被災地を含めた全国各地の活性化をもたらす¹など、我が国のスポーツ界や社会に大きく貢献することを通じて、スポーツの意義を再確認する契機ともなった。

そして、令和2年夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）の開催に向けて、令和元年11月に新しい国立競技場が竣工^{しゅんこう}されるなど着実な準備が進められてきた。

しかしながら、令和2年に入り、世界的な規模で、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）の拡大が急速に進み、同年3月には、東京大会の1年延期が決定した。国内のスポーツイベント等の開催自粛や全国一斉の学校休業要請が行われる中、同年4月に我が国初の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、人々の日常生活は一変し、スポーツ活動どころか外出することすらはばかられるような厳しい環境下での生活を送らざるを得なくなった。

他方、新型コロナウイルスの影響下にあって、様々なスポーツ活動が中止・延期等を余儀なくされ、スポーツに親しむ機会が失われていった一方で、我が国スポーツ関係者は、そうした状況を開拓するため、ガイドラインを策定して感染症対策を徹底し、無観客開催や入場者数制限、あるいはデジタルを活用した新しい観戦方法の導入といった様々な創意工夫を凝らしながら、スポーツイベントや児童・生徒・学生の全国大会を開催するなど、スポーツを通じて、人々や社会を勇気づける取組、日常を取り戻す取組が続けられてきた。

¹ (出典)「ラグビーワールドカップ2019日本大会開催後経済効果分析レポート」((公財)ラグビーワールドカップ2019組織委員会)

こうした努力の積み重ねの中、令和3年夏、原則無観客での実施とはなったが、1年延期された東京大会が開催され、世界中から集まったトップアスリートによる数々の熱戦が繰り広げられ、国内外の多くの人々にその様子が届けられた。

(様々な社会状況の変化)

これら第2期計画の策定時には予期しえなかつた事象に加え、我が国のスポーツ界を取り巻く様々な社会環境もまた、大きく変化している。

例えば、日本の総人口は平成20年をピークに減少局面に入つて10数年が経過し、いよいよ小学生児童数に加え、中学生生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行している。また、この人口の減少傾向は、都市部に比べ、地方においてより加速しており、高齢化が更に進むことが見込まれている。

これらは、スポーツに参画する者やそれを支える担い手の不足、学校部活動や地域におけるスポーツ・運動環境の維持の困難さにつながり、地域間格差の拡大にも大きな影響を与えていると考えられる。このため、あらゆる世代のスポーツ機会の確保が急務であり、スポーツを活用した健康増進や地方創生の取組にも大きな期待が集まっている。

また、産業だけでなく社会の隅々までA I・ビッグデータ・I o T・ロボティクスなど様々な技術革新が急速に広がる Society 5.0 時代が到来し、こうした先端技術の活用を通じて人々の「働き方」や「生活様式」などのライフスタイルも大きく変わろうとしている²。テレワークの普及を始めとする働き方改革も進展し、生活時間の使い方にも変化が生まれようとしている中、デジタル化など先端技術を取り入れたスポーツの推進を図るとともに³、Sport in Life の理念⁴に基づき、毎日の生活の中でスポーツに親しむ時間や環境を確保することが求められている。

さらに、国際的に見ても、U N E S C O のカザン行動計画⁵やS D G s⁶への貢献など、ス

² 事業者等における「健康経営」の推進、テレワークやワーケーションの導入、シェアリングエコノミーの展開やS NSによる交流の一層の普及など

³ スポーツは、アスリートのパフォーマンス向上という観点からも、観客のファンエンゲージメントを高めるという観点からも、デジタル・テクノロジーとの親和性が高い分野である。データ解析などに基づくエビデンスをベースにした練習方法等の開発・実践等の取組を進めた柔道が東京大会において高い成績を収めるとともに、新型コロナウィルスの影響を受けてA I、V R・A R等の技術等を活用した新たなスポーツの楽しみ方も広がった。このように、スポーツ活動にデータ・デジタル技術を取り入れることで、新たなスポーツの「する」「みる」「ささえる」を実現するための手立てを掲げることが求められる。

⁴ スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、スポーツを通じた「楽しさ」や「喜び」の拡大、共生社会の実現など、一人一人の人生や社会が豊かになるという理念

⁵ 2017年に開催された第6回ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議（M I N E P S）にて採択された提言であり、「万人のためのスポーツへのアクセスに関する包括的な構想の展開」、「持続可能な開発と平和に向けたスポーツの貢献の最大化」、「スポーツの高潔性の保護」の三つのテーマに基づいている。

⁶ 持続可能な開発目標（S D G s）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（M D G s）の後継として、2015

スポーツの力を活用して、持続可能な社会や共生社会の実現に向けた国際的な取組が様々な形で進展しており、日本は、このような国際的な動きをリードする立場から、様々なスポーツを通じた国際交流・国際貢献に一層取り組むことが期待されている。

(第3期スポーツ基本計画の策定に向けて)

このような第2期計画期間中の動向を踏まえつつ、令和4年度から令和8年度までを対象期間とする第3期スポーツ基本計画（以下「第3期計画」という。）を新たに策定するため、令和3年4月、スポーツ庁長官からスポーツ審議会に対して諮問が行われ、第2期計画の成果・課題の分析とともに、生涯を通じた豊かな Sport in Life ビジョン等も含め 2030 年以降を見据えたスポーツ政策の在り方と、今後5年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容について専門的な審議の依頼がなされた。

同審議会では、総会を4回、総会の下に設けられたスポーツ基本計画部会を11回開催するとともに、同審議会に設置された健康スポーツ部会においてスポーツ実施率に関する目標設定や多様な主体におけるスポーツ実施の促進、地域スポーツ環境の整備等について半年間にわたり議論された内容も踏まえ、スポーツ団体のみならず、地方公共団体や経済団体等の様々な関係者の意見や要望等を幅広く聴取しながら、第2期計画から引き継いでいくべき基本的な考え方や個別具体的の施策とともに、デジタル化や少子高齢化の進捗、働き方改革の動向や生活環境の変化など様々な社会環境や状況の変化も丁寧に分析・評価して、新たに取り入れるべき考え方や政策等は何か、といった「不易と流行」を意識した精力的な審議を行った上で、令和3年12月20日、ここに中間報告を取りまとめるとしている。

年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことが宣言されている。

第1章　社会変化の中で改めて捉える「スポーツの価値」

1. 第2期計画の総括的な評価

第2期計画では、①「スポーツで「人生」が変わる！」、②「スポーツで「社会」を変える！」、③「スポーツで「世界」とつながる！」、④「スポーツで「未来」を創る！」という4つの観点に基づく中長期的なスポーツ政策の基本方針のもと、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」として、4つの大きな柱ごとの政策目標が設定されている。

これら4つの柱に関し、第2期計画中の施策・目標の進捗に関する総括的な評価は、おおむね以下の通りである。

- (1) スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【第2期計画で掲げた政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

スポーツ参画人口の拡大について、若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進、指導者等の人材育成やスポーツ施設等の場の充実に向けて施策に取り組んだ結果、成人の週1回・週3回以上のスポーツ実施率、障害者の週1回・週3回以上のスポーツ実施率は計画策定期と比較していずれも上昇し、一定の達成度を得たと考えられるが、第2期計画において設定した目標値とはいまだに開きがある状況である⁷。

引き続き、目標達成に向け、国民のスポーツ実施に向けた環境整備、機運醸成を行う必要があり、特に、スポーツを実施しているが頻度が週1回に満たない層とスポーツ非実施層といった2つの階層へのアプローチを進めていく必要がある。

- (2) スポーツを通じた活力があり 絆^{きずな}の強い社会の実現

【第2期計画で掲げた政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通

⁷ 令和2年度の成人の週1回以上のスポーツ実施率は59.9%、障害者の週1回以上のスポーツ実施率は24.9%、成人の週3回以上のスポーツ実施率は30.9%、障害者の週3回以上のスポーツ実施率は12.3%。

じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

スポーツを通じた共生社会の実現については、多様な主体におけるスポーツ実施環境の整備等に取り組んできたところではあるが、例えば、前述の通り、障害者のスポーツ実施率は増加傾向にあるものの依然目標達成には至っておらず、女性については男性よりもスポーツ実施率が低い状況⁸であるなど、誰でも等しくスポーツが実施できる環境の構築に向け、引き継いでの取組が求められる。また、スポーツを通じた健康長寿社会の実現については、スポーツによる健康増進効果に係るエビデンスの蓄積・普及等を行ってきたが、更なるエビデンスの蓄積や、それらをまとめ、活用するための体制整備が求められている。

経済・地域の活性化については、スタジアム・アリーナ改革やスポーツ産業と他産業との融合の促進、スポーツツーリズム等の取組の促進等の施策を通じて、進捗が図られてきたところではあるが、新型コロナウイルスの影響等もあり、当初想定した施策等では十分に対応ができない側面が生じたところである。また、各地域等での担い手の確保や質の向上にも引き続き取り組む必要がある。

国際貢献については、スポーツ国際戦略⁹を踏まえ、国際競技連盟（I F）等における日本人役員数や、スポーツ・フォー・トゥモロー（S F T）事業¹⁰による裨益国・者数等、第2期計画で設定した目標数値はおおむね達成された。引き続き東京大会後も、我が国の国際的地位の維持・向上等のスポーツを通じた国際交流・協力等を積極的に実施していく必要がある。

(3) 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【第2期計画で掲げた政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。日本オリンピック委員会（J O C）及び日本パラリンピック委員会（J P C）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートがオリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

東京オリンピックでは金メダル数、総メダル数ともに過去最高を更新し、東京パラリンピックにおいても総メダル数は過去最高に1個及ばなかったものの、これに迫るメダル獲得等の優秀な成績を収めており、目標に大きく近づく成果を上げているものと考えられる。

⁸ 令和2年度の20代～50代の週1回以上のスポーツ実施率は、男性が57.3%、女性が52.7%。

⁹ 平成30年9月スポーツ庁策定

¹⁰ 東京大会に向けて、スポーツ庁・外務省が中心に官民連携して、世界のより良い未来のため、開発途上国を始めとする世界のあらゆる世代の人々に、スポーツの価値とオリ・パラ・ムーブメントを広げて行くことを目標にした取組。

このような成果が一過性のもので終わらぬよう、東京大会後も継続して我が国の国際競技力向上に向けた施策を効果的・効率的に進めていく必要がある。

(4) クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【第2期計画で掲げた政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

スポーツ・インテグリティの確保については、平成30年12月に「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を策定し、これに基づいた取組を推進してきた。例えば、スポーツ団体の適切な組織運営を行う上での原則・規範を示すスポーツ団体ガバナンスコード（以下「ガバナンスコード」という。）¹¹を策定し、統括団体による適合性審査を実施する等、関係機関と連携しながら実効性の担保に取り組んでいる。他方、スポーツ団体の不祥事の事案等や不適切な指導が問題となる事案等は生じており、スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る必要がある。

ドーピング防止活動については、東京大会等に向けて世界的にも評価される検査体制を我が国において構築することができた。クリーンでフェアなスポーツに参加するアスリートの権利を守るためのドーピング防止活動は重要であり、引き続き検査の質的向上や、関係人材の育成等を図っていく必要がある。

（スポーツ行政の総合的な推進を図る上で必要となる考え方）

スポーツ庁は、スポーツ基本法（以下「基本法」という。）の理念である、「スポーツを通じて『国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む』ことができる社会の実現」を目指し、スポーツ行政の総合的な推進を図るために中核として、関係省庁と緊密に連携協力しながら多様な施策を推進するために、平成27年に創設された。

このようなスポーツ行政の中核的な役割を担う組織として、第2期計画の実行を通じて得られた成果や見えてきた課題等を踏まえて、我が国のスポーツが更に発展できるよう、具体的な支援策や環境整備等を検討し、速やかに取組を進める必要がある。

その前提として、第3期計画では「なぜ国として『スポーツの発展』を目指す必要がある

¹¹ スポーツ庁が策定したスポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範

か」という基本的な問いに立ち返り、「スポーツの価値」とは何か、「スポーツ」をどのようなものとして捉えるかについて改めて確認する。このことを通じて、「スポーツの価値」を発揮するために、また、スポーツの発展を図るために必要な具体的な方策を示していく。その際、スポーツ施策は、国だけでなく、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者、大学・研究機関などの様々な主体が連携・協力しながら取り組む必要があるため、「スポーツの価値」について各主体間で共通認識を持つことが不可欠である。

2. スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方

(「世界共通の人類の文化」としての「スポーツ」)

平成 23 年に公布された基本法の前文冒頭において「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と記されている。第 2 期計画でも示したように、このスポーツには、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に「文化としての身体活動」を意味する広い概念である。

この基本法制定以降 10 年にわたり、こうした前文の趣旨を踏まえ、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な参画を通じて、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合う「スポーツ文化」の確立を目指して、様々なスポーツ施策が展開してきたところである。

国としては、今後、日本の「スポーツ文化」の成熟に向けて、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められる「スポーツ基本計画」(以下「基本計画」という。)¹²において、必要な方針や具体的な施策等を示すことが求められている。

(基本計画で取り扱う「スポーツ」)

こうした「スポーツ文化」の成熟を目指して第 3 期計画を策定するに当たり、まずは「スポーツ」の捉え方を整理する必要がある。

具体的には、基本法前文において「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」と示されていることも踏まえながら、第 3 期計画では、「スポーツ」は「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に根源を持つものとして捉えることとしている。

¹² 基本法第 9 条第 1 項「文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。」

例えば、スポーツを「する」という観点からは、多様なスポーツを気軽に楽しめる機会と場を通じて、自分もできるという経験から自信が生まれ、また、人と人とのふれ合いから仲間意識や人の温かみを感じる機会が生まれるなど、スポーツを通じて人間らしさが育まれるとともに、こうしたスポーツを人々が育み、継承していくことが文化としてのスポーツを根付かせ、人々の生活や心を豊かにすると考えられる。

また、スポーツを「みる」という観点からは、選手が試合や競技に挑戦する姿を「観る」ことから得られる感動に加え、更に「応援」することを通じて、選手と観客が一つとなれる一体感や帰属意識等も得ることが可能になると考えられる。

そして、スポーツを「ささえる」という観点に関しては、試合や競技に挑戦する選手を支えるトレーナー、コーチ、伴走者、審判員、スタッフ、ボランティアの方々といった様々な人々の力なくして大きなスポーツの大会を成功させることはできない。また、日々の生活の中で、人々が行うスポーツを支える地域の指導者等の役割も重要である。さらに、人による支援に加え、スポーツ・サイエンスやトレーニング方法の研究成果等の様々な科学的データや知見が、選手たちを支えている側面も見逃すことができない。こうしたスポーツを「ささえる」体制を充実する中で、時には支える側に、また時には支えられる側になることで、人と人との絆や思いやる心を育むことができると考えられる。

このように「する」「みる」「ささえる」を通じて、スポーツに「自発的」に参画し、「楽しさ」や「喜び」を得ることは、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being¹³」の考え方にもつながるものである。こうした「スポーツの価値」を原点として大切にし、更に高め、生涯を通じてスポーツを「好き」でいられる環境を整えていくことが不可欠である。

そして、このような「スポーツそのものが有する価値」を基本としつつ、スポーツを通じて他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという側面を持つ「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」という観点もあると考える。具体的には、基本法前文にもある通り、スポーツを通じて「地域社会の再生」「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」「国民経済の発展」「国際相互理解の促進」等を進めることで、社会の活性化・課題の解決に寄与することができる。また、地域のスポーツ活動を通じて社会的孤立の解消につなげるなどの課題解決にも寄与することができると考える。

今後は、このような「スポーツそのものが有する価値」や「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を更に高めていく施策に取り組み、スポーツの多様性と可能性を追求していくことが必要となる。

¹³ 「経済・財政一体改革を推進するに当たり、エビデンスに裏付けられた効果的な政策やデータ収集等に予算を優先するなど、E B P Mの仕組みと予算の重点化、複数年にわたる取組等の予算編成との結び付きを強化することにより、ワイススペンドィングを徹底する。(略)こうした取組の一環として、人々の満足度(Well-being)を見える化し、分野ごとのK P Iに反映する。」(「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定))

3. 新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された 「スポーツの価値」

これまでも「スポーツの価値」の重要性は、いかなるときにも変わることなく、健康課題の顕在化・深刻化やコミュニティの弱体化、少子高齢化等の深刻化する社会課題の解決に寄与するものとして認識されてきたが、特に第2期計画期間中においては、以下の2つの大きな出来事によって改めてその重要性を確認することとなった。

一つ目の大きな出来事は、新型コロナウイルスの感染拡大である。

新型コロナウイルスの影響の下、スポーツが、いわば「不要不急」のものであるかのごとく扱われ、日々の生活から失われたり、制限されたりすることで、個人にとって見た場合、体力の低下やストレスの増加といった心身の健康保持への悪影響、閉塞感のまん延、日頃の成果発表の機会の喪失などの悪影響が生じた。また、社会にとって見た場合、スポーツを核にした地域における交流の不足や、企業収益の低下など、国民生活や社会活動に様々な悪影響を及ぼしたところでもある。

このように様々な影響が顕在化したこと、反射的な効果として、スポーツが、我々の生活や社会に活力を与えるなど優れた効果を及ぼす重要な価値を持っていることを改めて示すこととなった。こうした非常事態においても国民がスポーツの価値を享受できるよう、一層の力を入れてスポーツ実施の推進を図るべきことが認識されるところである。

二つ目の大きな出来事は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で1年延期された上で開催された東京大会である。

新型コロナウイルスの影響により、開催が1年延期され、その後も世界的に継続する新型コロナウイルスの感染拡大の影響の下、東京大会について、大会開催の是非を含めて様々な声が寄せられたところである。

そのような中、徹底した水際対策や行動管理等を通じた感染症対策を行い、オリンピック（以下「オリ」）という。・パラリンピック（以下「パラ」という。）史上初めて大部分の競技が無観客での開催となった東京大会ではあったが、「する」「みる」「ささえる」といった様々な立場で参画した人々はもとより、開催地である我が国、そして世界中の人々や社会に対するプラスの影響は大きいものであったと評価できる。

例えば、練習環境の制約や国際試合の中止が相次ぐなどこれまで経験したことのない極めて困難な状況下に置かれたものの、それでもなお、世界中の多くのトップアスリートが、目標に向かって努力を重ね、練習に打ち込んだ成果を発揮すべく、全力で競技に挑んだ。そのような「スポーツをする」真摯な姿は、国内外の多くの人々に感動をもたらした。

また、東京大会から初めて正式競技として採用されたアーバンスポーツと言われる競技を始めとした競技・種目や、パラリンピックの競技・種目などは、初めて目に触れる機会を持った人々が多く、多種多様なスポーツについて新鮮さと高い関心を持って受け入れられ

た。それに加えて、仲間同士で励まし合う姿、対戦相手が互いのプレーをたたえあう姿といった光景を目の当たりにし、世界中の人々は「スポーツを見る」を通じてスポーツの持つ力、そのすばらしさを改めて確認することができた。

さらに、新型コロナウイルスの影響下の中での開催という特別な事情の下、安全・安心な形での大会・競技運営を担った大会スタッフや医療従事者、選手の介助、ガイドや器具・用具の開発・整備等のアスリートの競技活動を支えた関係者、そして、ボランティアの献身的な姿等を目の当たりにし、我が国のみならず世界中の人々に、「スポーツをささえる」ことのすばらしさや重要性を伝えることができたと考える。以上のことを通じて、スポーツの「人々の心を動かす力」や「楽しさ」を再確認するとともに、スポーツを通じた心身の健康増進や地域・経済の活性化、大規模な国際大会運営で蓄積された知見・データ・ノウハウの積極的な利活用、共生社会に向けた更なる意識向上、国際交流・理解の一層の増進などといった、スポーツが今後の社会の活性化等に寄与する価値を改めて見いだすことができたものと考えられる。

また、東京大会では「多様性と調和」を基本的なコンセプトの一つとして、競技力向上を含めて協力体制を築くなど、いわゆる「オリ・パラ一体」を目指してきたが、こうした大会全体を通して、あらゆる面での違いを受け入れて、互いに認め合う共生社会を育むことの重要性が改めて認識された。

他方、SNSを中心に選手への誹謗中傷の問題や、熱中症等のスポーツ活動一般でも生じるような課題が発生するなど、スポーツを実施するに当たって前提となる実施をする者の安全・安心が脅かされるような事態も生じたところであり、このようなスポーツの価値を国民・社会が享受するに当たって、その前提を脅かすような事態・状況に対して迅速・適切に対応することの必要性を再認識したところである。

このように、東京大会の開催を通じて得られた数々の貴重な経験は、今後、我が国のスポーツ界がより発展していくために極めて重要な意義を持つものであったと考える。

第2章では、「スポーツの価値」が發揮されるために、第2期計画に掲げられている「中長期的なスポーツ政策の基本方針」等も踏まえつつ、第3期計画において打ち出すべき施策の基本的な方向性を示していく。

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における 「新たな視点」

(第2期計画の基本方針の扱い)

第2期計画では、今後5年間に取り組む施策を示すのに先立って、「中長期的なスポーツ政策の基本方針」として、「多面にわたるスポーツの価値を高め、広く国民に伝えていく」ために「計画が目指す方向性を分かりやすく簡潔に示すこと」としており、全ての人々が「する」「みる」「さきえる」という様々な立場でスポーツに関わることにより、

- ① スポーツで「人生」が変わる
- ② スポーツで「社会」を変える
- ③ スポーツで「世界」につながる
- ④ スポーツで「未来」を創る

という4つの目標の実現に向けて取り組むことを示している。

この方針は我が国のスポーツ推進の在り方について、全ての人が自発的にスポーツに取り組んで自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、^{きずな}絆の強い社会を創るという方向性を示したものであり、時間をかけて取り組むべきものとして包括的かつ大局的な観点から整理し、示されたものである。

今後、第3期計画期間終了時の5年後だけではなく、10年後の2030年¹⁴以後も見据えた上で、上記の基本方針については第3期計画においても踏襲して、その方針に沿った施策等の検討・実践を図ることが適切と考える。

(第3期計画において推進するための新たな三つの視点)

このように踏襲した中長期的な基本方針に沿った具体的な施策を検討・実践していくに当たって、「人生」「社会」「世界」「未来」が指示する内容については、第1章で述べた通り、スポーツを取り巻く環境や社会的状況の進展とともに、変化が生じていることに留意する必要がある。

例えば、「人生」については前述の通り、働き方や生活の仕方等のライフスタイルの変化が生じていることに加え、「人生100年時代」と言われる中で既存のライフステージ・ライフコースにとらわれないような変化が生じている。

また「社会」については、情報化社会の進展・技術の進歩は著しく、令和3年にはデジタ

¹⁴ 2030年は、我が国の人口の3分の1が65歳以上の高齢者となることで人口構造の急激な変化を迎えると推計されるなど、社会構造が大きく変化すると言われている。

ル社会形成の司令塔としてデジタル序も設置されたところである。デジタルツイン¹⁵を始めとしたリアルとデジタルの融合も進む中で、様々な活動を実施するに当たっての新たな手法が導入できるようになることはもとより、物事のパラダイム（価値観・定義）すら変わるような事態も生じているところである¹⁶。また、社会の変革に向けて、多くの人・組織が共に活動をすることで、様々な視点や価値観を共有しあう多様性を尊重する声も高まるところである。

「世界」については、2017年7月に「カザン行動計画」が策定されたことからも見て取れるように、国際的にもスポーツに係る重要課題について取り組むことは世界の潮流である。現在まで、新型コロナウイルスの影響を受けた入国規制等の関係から国際的な人的交流は制限される傾向にあるが、ポストコロナを展望していけば、国籍・人種・地域等を問わず様々な人が様々な場所で活動するグローバル化の流れがとどまることはなく、スポーツの世界においても国際動向に迅速かつ的確に対応していくことが必要となる。

「未来」については、日本は、2030年には65歳以上の高齢者が3分の1となるなど人口減少社会を迎える中で、いかにして「持続可能な社会」を作り上げていくのかが重要となる。世界的に見ても、SDGsが各種施策・取組の目標として掲げられている中、未来に向けて日本社会をどのような形で持続可能な社会に切り替えていくのか、その際、スポーツはどのような貢献が可能なのかについて検討することが急務である。

以上のように、上記の中長期的な基本方針を踏襲しつつ、第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえると、第3期計画において施策を示すに当たっては、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを眞に実現できる社会を目指すため、以下の三つの新たな視点が必要になると考えられる。

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点
- ② 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点
- ③ 性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという視点

なお、これら三つの視点については、それぞれが完全に独立したものとして捉えるのでは

¹⁵ 令和3年版情報通信白書（総務省）によると、「IoT等を活用して現実（フィジカル）空間の情報を取得し、サイバー空間内に現実（フィジタル）空間の環境を再現すること」を指す。

¹⁶ 一例として、国際オリンピック委員会（IOC）は、いわゆる「バーチャルスポーツ」について、「身体運動を伴うもの（サイクリングなど）と身体運動を伴わないもの（サッカーなど）の2つの形態」があり、ビデオゲームと区別をすることが重要であるとした上で、「バーチャルスポーツの人気の高まりを生かして、オリンピック・ムーブメント、オリンピックの価値、スポーツ参加を促進し、若者との直接的な関係を育てる。」としている。（「Olympic Agenda 2020+5（日本語）」(https://www.joc.or.jp/olympism/agenda2020/pdf/agenda2020-5-15-recommendations_JP.pdf)）

なく、相互に密接に関係し合う側面があることにも留意する必要がある。

(第3期計画の新たな視点①ースポーツを「つくる／はぐくむ」－)

「スポーツの価値」を国民・社会が享受するに当たっては、一人でも多くの人がスポーツに参画できるような環境を整えていく必要があると考える。

他方、例えば、スポーツに関心を持たない層や苦手な層にとって、その多くは、学校や地域のスポーツ環境の場等において、これまでと変わらないスポーツの種類や実施方法等に対して、魅力を感じられず興味がわかなかったり、不満や非効率さを感じていたりするような場合があることが想定される。

そのような課題を乗り越えるためには、社会情勢や個々人の置かれた状況に応じて、既存のスポーツの枠組みや考え方のみにとらわれることなく、それらを不斷に柔軟に見直し・改善し、最も適切・有効な、あるいは個々の状況等に柔軟に応じた方法やルールを考え出したり、創り出したりするといった、スポーツを「つくる／はぐくむ」という観点が、新たに必要になると考えられる。また、世界に誇れる伝統的な我が国の武道の推進を図るとともに、アーバンスポーツ等の新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツの導入などの多種多様なスポーツの存在・意義を発信し、国民が実施する機会を創出することが必要である。

なお、このことは、飽くまで、スポーツを楽しみ、喜びを感じながら取り組めるようにするため、既存の手法・態様のみに固執するのではなく、環境や状況に応じて柔軟に見直し、改善しながら取り組むことを促す趣旨のものとして考えるべきである。

(第3期計画の新たな視点②－「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる－)

新型コロナウイルスの影響によりスポーツ活動が制限されたことを受けて生じた影響の一つとして、これまでスポーツを通じて関わりを持っていた地域や仲間との交流が失われたということがある。

他方、東京大会で初めて追加されたアーバンスポーツ等の競技を含め、難度の高いパフォーマンスに挑戦した選手を対戦相手が称賛し合うような光景も話題となったところであり、スポーツを通じて人々がつながり合う姿が印象的に示されたところである。

また、「オリ・パラ一体」がキーワードとしてあげられ、選手同士の交流や双方の競技等への理解が進んだことに加え、国民にとっても、障害の有無にかかわらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現の必要性を意識させる契機となった。

これまでのスポーツを通じて多様な人々と様々な境界等を越えて交流ができるような環境づくりや共生社会の実現に向けた取組を更に推し進めつつ、既存の区別や整理の仕方を

所与の前提として固定的に捉えるのではなく、一人一人が置かれた状況や事情、特性等も踏まえ、様々な立場にある人々誰もが「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指し、機運を醸成することが、今後より重要になると考える。

また、スポーツの機会を提供する側や、スポーツを通じて社会経済の活性化を図ろうとする側にとっても、個々の力のみで活動を実施することにとらわれることなく、様々な立場・背景を持った人々・組織が「あつまり」、「ともに」課題の対応や活動の実施を図っていくという視点が重要となる。その際、実際に集まることにとどまらず、情報や知見を共有し合うことも考えられる。

(第3期計画の新たな視点③ ～スポーツに「誰もがアクセス」できる～)

スポーツに参画し、スポーツの価値を体感できるような社会を実現するためには、その前提として、性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等、それぞれが置かれた状況によって、スポーツに取り組むことを諦めたり、望まずに途中で離れたりすることがないよう、全ての人がスポーツにアクセスできる社会の実現や機運の醸成を目指すことも重要である。

このスポーツに「誰もがアクセス」できるという視点は、スポーツ活動を実施する上で求められることに加え、昨今の人口減少社会等により、スポーツ活動の担い手不足という課題解決を図る上でも重視されるべきものである。また、アクセスをすることができたとしても、その後、自分の意志に反してスポーツから離れることのないよう、様々な支援策を講じることを通じて、スポーツにアクセスし続けられる環境を整えるとともに、スポーツに取り組む人々の心身の安全・安心の確保にも配慮していくことが求められる。

第3期計画においては、以上三つの視点を基軸として、第2期計画期間中に「中長期的なスポーツ政策の基本方針」に沿って進められた施策・取組の達成状況等を分析して、成果や課題を明確化した上で、具体的な施策を位置付けていくことが必要である。

第3章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に 重点的に取り組むべき施策

新型コロナウイルスの影響により1年開催を延期し、更にはほとんどの競技が無観客で実施されるという、過去に例のない形で東京大会は開催された。

この東京大会を経た後の、我が国におけるスポーツの在り方については、ひとえに、東京大会開催を通じて得られた「スポーツ・レガシー」を、どのように継承・発展していくのかにかかっていると言っても過言ではない。我が国の取組は、今後長い期間にわたって世界中から注視されることになると考えられる。

そのため、第3期計画においては、東京大会の無形・有形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、従前のことと加え、新たな考え方・視点・手法を取り入れ、様々な関係者との連携・協力の下、以下に掲げる通り、特に重点的に取り組むべき施策群を明確に示すこととする。

（1）東京大会の成果を一過性のものとしない持続可能な国際競技力の向上

我が国のアスリートがひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国民の誇りや喜び、感動につながり、スポーツへの関心を高めるものであり、このことを通じて国に活力をもたらすものである。東京大会における好成績¹⁷を一過性のものとせず、東京大会のレガシーとして今後も我が国の国際競技力を向上させるため、これまでの取組の成果を引き継ぎ、中央競技団体（N F）が策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、ハイパフォーマンススポーツセンター（H P S C¹⁸）と大学等との連携強化による研究推進や人材育成に取り組み、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援やトレーニング環境を充実させる。

また、H P S Cの知見の還元や地域の関係機関との連携強化等を通じた地域の競技力向上に向けた体制構築、N Fにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を通じて世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するなど、オリ・パラ大会実施競技以外の競技も含め、持続可能な国際競技力の向上を図る。

【第5章（3）「国際競技力の向上」（P. 35）参照】

¹⁷ オリンピックにおいては金メダル数、総メダル数ともに過去最高を更新し、パラリンピックにおいても総メダル数は過去2番目の多さとなったほか、8位以上の入賞者数も近年のオリ・パラ大会と比べて大幅増となった。

¹⁸ 東京都北区・西が丘にある国立スポーツ科学センター（JISS）とナショナルトレーニングセンター（NTC）の機能を一体的に捉えた、JSCが運営する我が国の国際競技力向上の中核拠点

（2）安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承

新型コロナウイルスの影響下という極めて困難な状況の中でも、我が国において東京大会という大規模国際競技大会を安全・安心に開催することができた運営ノウハウを整理・蓄積し、我が国で今後開催が予定されている 2022 年の第 19 回 F I N A 世界水泳選手権福岡大会、2026 年の第 20 回アジア競技大会（愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西を始めとした大規模国際競技大会の開催運営に資する形で継承していく。

【第 5 章（4）「スポーツの国際交流・国際貢献」（P. 40）参照】

また、東京大会等に向けて育成・構築した国際的にも高いレベルと評価されているドーピング防止活動に係る人材やネットワーク等を、国内外のスポーツ大会等の様々な活動に有効的に活用できるよう取り組んでいく。

【第 5 章（12）「スポーツ・インテグリティの確保」（P. 64）参照】

さらに、東京大会においては、ボランティアや専門的スタッフ等、スポーツ活動を「ささえる」人材が大いに活躍したことを踏まえ、今後も様々な形でスポーツ活動を「ささえる」人材の活躍が広まるよう、人材の安定的・継続的な確保と養成、その質の向上等に取り組んでいく。

【第 5 章（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」（P. 55）参照】

（3）東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進

東京大会は、国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人が同じ場に集い、それぞれの能力を発揮して競い合い、互いを認め合う場となった。こうした姿は、「する」「みる」「ささえる」を通じて東京大会に関わった世界中の人々に大きな感動を与え、相互理解を一段深めるとともに、共生社会の価値を実感させた。大会を通じた共生社会に対する理解・関心の高まりと、大会によるスポーツの機運向上を契機とし、誰もがスポーツに参画できるような機会の創出・意識の醸成や、オリ・パラの競技団体の連携強化、研究現場・医療現場等の関係者との連携深化等に取り組んでいく。特に、共生社会の実現に向けた取組を東京大会前後の一過性のものとすることのないよう、東京大会を契機に整備されたバリアフリー・ユニバーサルデザインの先進的なスポーツ施設についての仕様や利活用方法等に関する情報発信を行うなど、スポーツを実施する者の多様なニーズを踏まえた環境整備の促進を図る。

また、東京大会では選手村にポリクリニック及びフィットネスセンターを一体的に設置し、医師、歯科医師、看護師はもとより理学療法士等のコメディカルスタッフも含めたス

ーツ医・科学の素養を持つ多様な職種を配置して、これらの専門性を最大限に活用して、世界最先端の取組に並ぶ切れ目ない連携の下で選手のサポートを行っており、選手や大会関係者から高い評価を得ている。こうしたサポートが受けられる環境は、大規模国際競技大会の場面に限らずアスリートが競技や練習に取り組む際に恒常に必要なものであることを踏まえ、これら多様な職種が連携してアスリートのサポートを行う体制の整備に取り組む。そして、こうした取組を人々の日常的なスポーツの場面にも展開し、国民の健康増進に寄与してゆく。加えて、地方公共団体や関係団体等と連携し、プレーヤーを安全・健康管理等の面で支えるスポーツドクターやスポーツデンティスト、アスレティックトレーナー等の専門スタッフや、スポーツファーマシスト等の人材の養成・活用を図ってゆく。

【第5章（1）「多様な主体におけるスポーツの機会創出」（P. 26）、（5）「スポーツによる健康増進」（P. 44）、（8）「スポーツを通じた共生社会の実現」（P. 51）、（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」（P. 55）等参照】

加えて、東京大会に向けて取り組まれてきたオリ・パラ教育¹⁹の知見・経験をいかし、スポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進するほか、アーカイブ化等を通じて、貴重なスポーツ資料を保存し、広く二次利用を可能とする。

【第5章（4）「スポーツの国際交流・国際貢献」（P. 40）参照】

さらに、東京大会における知見・経験等を次世代につなげていくため、近年の子供たちの体力低下傾向の食い止めに向けた、スポーツ機会の確保方策など総合的な体力向上策に取り組む。

【第5章（1）「多様な主体におけるスポーツの機会創出」（P. 26）参照】

（4）東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心をいかした地方創生、まちづくり

新型コロナウイルスの影響による入国制限等のため、有観客での開催やホストタウンとの交流等は十分に実施できなかったところではあるものの、東京大会を契機としたかつて

¹⁹ 「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告（平成28年7月21日）」によれば、「オリンピック・パラリンピック教育」とは、大別して、①「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」と、②「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」から構成される。

「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」は、オリ・パラに関する知識（歴史、競技種目、アスリートのパフォーマンスや努力のすごさ、オリンピック精神、パラリンピックの意義、用具の工夫・開発やクラス分け等のパラリンピックの特性等）のほか、選手の体験・エピソード、大会を支える仕組み、オリ・パラの負の部分と改善に向けた取組（商業主義が引き起こす歪みとIOC改革の取組、スポーツの公平性を蝕むドーピングの問題点とアンチ・ドーピングの取組等）についての学びが考えられる。

「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」は、オリ・パラを契機としてスポーツの価値（スポーツが個人や社会にもたらす効果）等が考えられる。具体的には、スポーツまたはスポーツマニシップが、チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールの尊重やフェアプレーの精神、スポーツ・インテグリティの保持、他者の尊重や自己実現、健康増進等にもたらす効果を学び、スポーツをしようとする気運や体を動かすことへの自発的な関心の向上、生涯にわたってスポーツに積極的に参画することにつなげること等が求められる。

ない地域住民等のスポーツへの関心の高まりを、「スポーツ・レガシー」として各地域におけるスポーツによる地方創生、まちづくりの取組に転化させ、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させる。

また、東京大会において会場として使用された国立競技場の運営管理や、新秩父宮ラグビーフィールド（仮称）の整備・運営について、民間活力を活用し周辺地域のまちづくりと一体となつた取組を推進していくとともに、国としては、そうした知見や情報等を地方公共団体に提供し、スタジアム・アリーナなどの地域スポーツ施設の整備を含む官民一体となつたまちづくりを推進していく。

【第5章（7）「スポーツによる地方創生、まちづくり」（P.48）参照】

（5）東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等を活用したスポーツを通じた国際交流・国際貢献

2014年より東京大会に向けて、世界のよりよい未来のために、開発途上国を始めとする世界のあらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていくことを目指し、我が国主導で実施されたSFT事業は、結果的に令和3年3月末までに204か国・地域の約1,250万人にスポーツの価値を届けることができた。このSFT事業で培われた官民ネットワークを東京大会後も活用し、より一層スポーツを通じた国際協力による我が国の国際的な存在感の発揮やSDGsへの貢献を目指す。

【第5章（4）「スポーツの国際交流・国際貢献」（P.40）参照】

（6）東京大会の開催時に生じたスポーツに関わる者の心身の安全・安心確保に関する課題を踏まえた取組の実施

東京大会において課題となった熱中症等の心身の安全・安心を脅かす事象については、一般的なスポーツ活動においても同様に課題となるものであり、東京大会における対応等も踏まえ、選手を熱中症等から守るための対策の徹底や、夏季期間における練習や大会に関する健康面からの見直しの検討など、スポーツ活動全般において、実施する者の安全・安心の確保が図られるよう取り組んでいく。

また、東京大会に出場したアスリート等に対する誹謗中傷の事案等も踏まえ、心理面のサポートの充実などアスリートのメンタルヘルスの向上に取り組み、安心して競技できる環境づくりを進める。

【第5章（11）「スポーツ実施する者の安全・安心の確保」（P.62）参照】

さらに、スポーツを「する」人々だけでなく、スポーツを「みる」人々や「ささえる」人々の安全・安心にも配慮した形で、スポーツ施設の整備・運営を行うとともに、スポーツボランティア等の参画を促進する。

【第5章（7）「スポーツによる地方創生、まちづくり」（P.48）、（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」（P.55）参照】

第4章 「新たな三つの視点」を支える具体的な施策

第2章で述べた第3期計画の三つの「新たな視点」ごとに、以下のような重点施策について取り組むことが求められている。

1. スポーツを「つくる／はぐくむ」（新たな視点①）

（1）多様な主体が参画できるスポーツの機会創出

性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体がスポーツを楽しむために、アーバンスポーツなどの新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツの導入、日常生活の中で気軽にできる運動・レクリエーションの実施、状況や環境の変化に応じた柔軟な実施方法や大会等参加資格の設定、ルールの変更・工夫など、スポーツに関わる人がそれぞれの状況・事情等にあわせ、最も適切な手法・態様を取り入れることが重要であり、国は、こうした取組を促すために必要な啓発活動や支援を実施していく。

また、人生100年時代を迎えるにあたり、特に、スポーツに対する考え方・意欲や生涯にわたってスポーツに親しむための身体的能力等を構築するのに大きい役割を持つタイミングである子どもたちに対しては、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう教員を含めた指導者の養成や研修を実施したりするとともに、指導の手引きやICTの活用も含めて、体育の授業等の運動に親しむ機会のさらなる充実を図る。その際、障害があることを理由として、参加を希望するにもかかわらず体育の授業を見学する児童生徒をゼロとすることを目指すためにも、個に応じた指導計画を作成し指導内容等を工夫するよう、国として教育委員会や学校法人等を通じて学校現場に積極的に働きかける。

加えて、子どもたちが参加する大会等についても、既存の運営・実施方法にとらわれず、安全・安心な形で開催されるよう、大会主催者はその在り方を不斷に見直していくことが求められる。

【第5章（1）「多様な主体におけるスポーツの機会創出」（P.26）参照】

（2）自主性・自律性を養う指導ができるスポーツ指導者の育成

次代を担うアスリートを育成する指導者には、指導を受ける選手の将来を見据えつつ、選手自身が自らのスポーツキャリアを考え、その実現に向けて動き出せる自主性・自律性を養うことができる質の高い指導を提供することが不可欠である。このため、国は、こうした優れた指導者を安定的・継続的に養成することを目指し、（公財）日本スポーツ協会（JSP）

O) を始めとする各スポーツ団体が取り組む指導者講習や資格取得の充実を支援する。

その際、指導者による理不尽な暴力や不合理な指導が押し付けられることのないよう、それら暴力・不適切指導の根絶に向けて、養成・研修課程において、最新の科学的知見等に基づく指導方法の取得が可能となるよう取り組む。

【第5章（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」（P. 55）参照】

（3）スポーツ界におけるDX²⁰の導入

スポーツ界におけるDXの導入は、データ等を活用することでトレーニング等の様々なスポーツ活動の効率性向上や最適化を図ることにとどまらず、これまで「空間」や「時間」等の壁によって特定の人や組織、地域に偏在していた様々なスポーツに関する知見や機会を国民や社会に広く提供することを可能にする。情報化社会・IT化が進展する中で、国は、既存の手法等にとらわれずに、スポーツを「する」観点においても、「みる」観点においても、VRやAR等を活用したリモートでも楽しめるようなプログラムやデジタル技術を活用した新たなスポーツ実施機会の創出に係る技術開発や普及啓発の推進を図ることで、スポーツの価値を広く国民に展開できるように取り組むとともに、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を推進する。

また、スポーツを「ささえる」観点から、選手強化活動におけるデータ分析や、デジタル技術等を活用した多様な支援手法の研究を通じて感染症等の制限下でも継続的に選手強化活動を実施できる環境の整備を進める。その際、個人情報保護に十分留意しながら、スポーツに係るデータの集約・解析、様々な課題への活用等を実施するための体制の在り方等についても検討を進める。

【第5章（2）「スポーツ界におけるDXの推進」（P. 33）参照】

2. 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる（新たな視点②）

（1）スポーツを通じた共生社会の実現

誰もが「する」「みる」「ささえる」ことを通じてスポーツの価値を享受できるよう、国は、

²⁰ 「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX推進ガイドライン）Ver. 1.0」（平成30年12月 経済産業省）において、「DX」は、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企业文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義されている。第3期計画における「DX」は、この定義をスポーツ団体等のスポーツ機会を国民に提供する担い手を主語として、準じて使用するものとする。

様々な立場・状況の人が「あつまり」、「ともに」スポーツを楽しめる環境を構築することを通じ、スポーツを通じた共生社会の実現を図っていく。その際、施設の整備やプログラムの提供はもとより、啓発活動を通じて、人々の理解の増進や意識を醸成することが重要であることに留意する。

【第5章（8）「スポーツを通じた共生社会の実現」（P. 51）参照】

（2）スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化

国は、スポーツ活動の重要な担い手であるスポーツ団体が、自主的・自律的にガバナンスを強化し、収益拡大等の経営力の強化を図ることを通じて、「オリ・パラ一体」の理念も踏まえ、持続可能な団体運営や団体間の連携・協力が自発的に行われるよう、各団体における外部人材の雇用も含めた戦略的な経営を行う人材確保等の支援やネットワークの構築を行う。

国は、地方公共団体、スポーツ団体、企業、保険者等の関係機関・団体等が連携して、一体感を持って国民のスポーツ実施促進やスポーツによる健康増進、スポーツを通じた地方創生・まちづくり等に取り組めるよう、好事例やエビデンスの提供等の促進等を通じて、機関・団体間の情報共有・連携を促す。

また、地方公共団体は、スポーツ主管部局だけでなく、福祉関係部局、まちづくり部局、経済振興部局等の幅広い部局との連携・協力体制を構築することに加え、域内のスポーツ施設等のスポーツ関係者や、医療機関・福祉施設、企業等のスポーツ実施に関わる組織・人と連携体制を構築してスポーツ実施の促進に取り組む。

【第5章（1）「多様な主体におけるスポーツの機会創出」（P. 26）、（5）「スポーツによる健康増進」（P. 44）、（7）「スポーツによる地方創生、まちづくり」（P. 48）、（9）「担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化」（P. 54）等参照】

（3）スポーツを通じた国際交流

国は、スポーツを通じた国・地域・人々のつながりを強めるため、スポーツ分野の政府間国際協力の推進や、地域間の相互理解に向けた人材交流の支援、国際交流を担う人材育成、日本のスポーツの魅力発信など、スポーツを通じた国際交流・協力を推進する。

【第5章（4）「スポーツの国際交流・国際貢献」（P. 40）参照】

3. スポーツに「誰もがアクセス」できる（新たな視点③）

（1）地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供

国は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）等の体制強化・役割の拡大等を通じて、住民の幅広いニーズに応え、地域社会が抱える課題の解決に資する地域スポーツ環境の構築や、スポーツクラブ等の民間事業者も含めた地域の関係団体等の連携の促進、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、障害や疾病の有無等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするためのユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。

【第5章（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」（P. 55）参照】

また、国や地方公共団体は、地域で孤立している人や、健康上の理由や障害等のため外出が困難な人たちが、地域コミュニティの一員としてスポーツ活動を楽しめるよう、リモートによるスポーツの場の提供等について支援する。

【第5章（2）「スポーツ界におけるDXの推進」（P. 33）参照】

（2）アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実

オリ・パラ競技とともに、アスリートの発掘・育成・強化までを一貫して行うパスウェイの構築を進めるとともに、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられるよう、地域の関係機関のネットワーク構築による連携強化、地域における専門人材の育成等を進める。

【第5章（3）「国際競技力の向上」（P. 35）参照】

（3）本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがないような継続的なアクセスの確保

スポーツに取り組む者が、本人が継続を希望するにもかかわらず、けが・障害や不適切な指導など本人が望まない理由でスポーツを親しむ機会を失ったり、制限されたりすることがないよう、継続的なスポーツの実施に向けて、スポーツを実施する者の心身の安全・安心の確保を図る。

【第5章（11）「スポーツ実施する者の安全・安心の確保」（P. 62）参照】

第5章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

第5章では、第3章・第4章に掲げた施策も含めて、スポーツ庁として今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策について、以下の通り示す。

(1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出

【政策目標】

国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築する。

① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出

[現状]

- ・ 成人の週1回以上のスポーツ実施率は59.9%（障害者は24.9%）（令和2年度）であり、成人のスポーツ非実施者（過去1年間に1度もスポーツを実施していない者）の割合は18.2%（障害者は53.6%）（令和2年度）である。
- ・ 成人の1回30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施している者の割合（令和元年度）は男性が33.4%、女性が29.5%である²¹。
- ・ スポーツを行う理由は、健康、体力増進・維持、楽しみ・気晴らし、運動不足を感じるから等様々である一方、スポーツ実施を阻害する要因は、仕事や家事が忙しいから、面倒くさいから、年をとったから等世代によって異なる。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会で高まったスポーツ実施の機運も生かしつつ、競技に勝つことだけではなく「楽しさ」や「喜び」もスポーツの大切な要素であるという認識の拡大を図るとともに、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行うことにより、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%（障害者は40%）になること、成人の年1回以上のスポーツ実施率が100%に近づくこと（障害者は60%）を目指す。
- ✓ 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指す。

[具体的施策]

- ア 国は、Sport in Life コンソーシアム²²を情報や資源のプラットフォームとすること

²¹ (出典) 厚生労働省：国民健康・栄養調査報告

²² 地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等が連携してスポーツ振興に取り組んでいくために、関係団体で構成する

を通じ、国や地方公共団体、スポーツ団体、企業、保険者等の関係機関・団体等の連携と、一体感をもった国民のスポーツ実施促進に係る取組を推進する。

- イ 地方公共団体は、スポーツ主管課と教育・福祉主管課等で連携し、地域のスポーツ団体やスポーツ施設、総合型クラブ等及び、医療機関・福祉施設等の関係者の連携体制を構築して住民のスポーツ実施を促進する。
- ウ 国は、「楽しさ」や「喜び」といったスポーツの価値を認識する人を増やすことを目指すとともに、関係省庁と連携して、厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基準・身体活動指針」等の健康・体力の保持増進に資するスポーツの普及啓発を行う。
- エ 国、地方公共団体は、J I S S や地域のスポーツ医・科学センター等を活用し、アスリートだけでなく、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムについても情報提供する仕組みづくりを促進する。
- オ 国は、性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体がスポーツを楽しむために、アーバンスポーツなどの新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツの導入、日常生活の中で気軽にできる運動・レクリエーションの実施、状況や環境の変化に応じた柔軟な実施方法やルールの変更・工夫など、スポーツに関わる人がそれぞれの状況・事情等にあわせ最も適切な手法・態様を取り入れてスポーツを「つくる／はぐくむ」ことができるよう、必要な啓発活動や支援を行う。

② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上
a. 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実

[現状]

- 中学生のスポーツ活動が地域・学校等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したところ、運動部活動の平均活動時間は短縮傾向にあり、休養日は増加傾向にあるものの、ガイドラインに定めた時間数等には達していない。
- 中学校の運動部活動において、競技経験のない教師が指導をせざるを得ない現状があり、また、部活動の指導が教員の大きな業務負担となっている。
- 令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を取りまとめ、改革の第一歩として令和5年度以降、段階的に休日の部活動の運営主体を学校から地域に移行していく方針を示している。
- 地域における子供のスポーツ実施の場について、総合型クラブの地方公共団体における設置率は80.9%²³となっているが、総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており²⁴、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民

23 コンソーシアム。Sport in Life プロジェクトの一環として行われている。

24 設置数は令和3年7月現在3,583クラブ。

25 令和2年7月現在では、自己財源率が50%以上のクラブが68.0%にとどまっている。また、P D C Aサイクルが定着

が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。

- ・ 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業を通じて、学校体育施設の有効活用を推進している。
- ・ こうした状況の下、令和3年10月、学識経験者や学校スポーツ関係者から構成される「運動部活動の地域移行に関する検討会議」をスポーツ庁に設置し、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」で示した方針の具体化に向けて検討に着手し、令和4年7月目途に提言を取りまとめる予定している。(なお、これまでに議論が終了しない場合は、「第一次提言」として取りまとめ、令和4年度中に最終提言を予定。)

[今後の施策目標]

- ✓ 中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指し、まずは休日の部活動の運営主体の学校から地域への移行の着実な実施とともに、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全安心に実施できる環境を新たに構築するため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性・方策に基づき、運動部活動改革を着実に推進する。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、部活動の運営主体の学校から地域への移行について、まずは、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、各地域の実態に応じた様々な課題に対応するための実践研究を行うとともに、得られた事例を効果検証し、情報発信することで取組の全国展開を図る。また、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も含めて、どの生徒も地域においてスポーツに親しむ機会が確保されるよう、地域におけるスポーツ環境の整備充実を推進する。

イ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、総合型クラブやスポーツ少年団、競技団体、地域スポーツクラブ等の地域における子供のスポーツ実施の場を担う関係団体において、運動・スポーツ指導者の資質向上や相互派遣、活動の場の調整等について連携・協力を促進する。また、幼児期や運動を得意としない子供、障害のある子供等を含めた多様な子供が参加しやすい環境を整備し、地域における子供のスポーツ実施を促進する。

ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、子供のニーズに対応できるよう、アーバンスポーツや誰もが等しく参加できるスポーツ、レクリエーション志向などの活動も含めて、多種多様なスポーツの機会の提供を促進する。

エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、地域における青少年の武道実践の

しているクラブは32.5%、地域課題解決の方策等について市区町村行政と連携して事業を実施しているクラブは15.3%であり、いずれも割合の増加が課題となっている。

機会の提供を促進するとともに、安全に配慮した指導が行える指導者の確保を図る。

オ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、地域スポーツに参加する子供たちの成果発表の機会を確保・充実する観点から、大会の在り方の見直しを図る。

カ 国は、部活動の運営主体の学校から地域への移行の流れを踏まえ、学習指導要領や地域スポーツ環境の在り方など部活動に関する仕組みについて適切なものとなるよう検討する。

キ 国は、基本法、学校教育法、社会教育法の趣旨を踏まえて学校体育施設の有効活用を促進するため、地方公共団体内での十分な連携や、総合型クラブや民間事業者を含む多様な主体の参画による効率的・効果的な活用、一般開放を前提とした施設整備（社会体育施設との複合化、耐震化、バリアフリー化等）、デジタル技術を活用した施設の情報管理等を先進事例の情報提供等により推進する。

b. 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上

[現状]

- ・ 第2期計画においては、「自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生の割合」を80%とすることが目標であったが²⁵、令和元年度時点では65.3%への増加にとどまり、目標は達成できない見込み。
- ・ 「スポーツが「嫌い」「やや嫌い」である中学生の割合」を計画策定時の16.4%から半減することが目標であったが、令和元年度時点では15.8%への減少にとどまり、目標は達成できない見込み。
- ・ 「子供の体力水準」について、高かった昭和60年頃の水準まで引き上げることを目標としていたが、中学生男子及び高校生男子の50m走を除き、目標に到達しておらず、新型コロナウイルスの影響もあり、体力が低下しており、目標は達成できない見込み。
- ・ 運動時間は小・中学生とともに平成29年度をピークに減少で、運動をする子供といい子供で二極化が続いている。運動やスポーツをすることが好きな子供は中学校で減少する傾向にある。
- ・ 幼児期のスポーツ実施頻度は減少傾向にあり、幼児期の子供については運動習慣等に係る現状把握や、スポーツ実施に係る保護者・保育者に対する普及啓発が不足している。

[今後の施策目標]

- ✓ 体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力（いわゆる「フィジカルリテラシー」）の育成を図る。
その結果として、
 - ・ 1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満の児童の割合を10%（令和元年

²⁵ 平成28年度の策定時は58.7%

度) から 5 %以下に、生徒の割合を 14% (令和元年度) から 7 %以下に半減、
・卒業後にも運動やスポーツをしたいと思う児童の割合を 74% (令和元年度) から 90%
以上に、生徒の割合を 65% (令和元年度) から 80% 以上に増加、
・新体力テスト²⁶の総合評価が C 以上である児童の割合を 73% (令和元年度) から 80%
以上に、生徒の割合を 79% (令和元年度) から 85% 以上に増加
を目指す。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体等と連携し、体力や技能の程度、障害の有無及び性別・年齢等にかかわらず、運動やスポーツなどについての科学的な理解を促し、生涯にわたって健康を保持増進しスポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、教員研修、指導の手引きや I C T の活用も含めて、体育・保健体育の授業の充実を図るとともに、大学スポーツにおいてもそうした環境づくりを推進する。
- イ 国は、地方公共団体等と連携し、障害があることを理由として、体育の授業を見学している児童生徒がいる実態を踏まえ、参加を希望する児童生徒の見学ゼロを目指した障害のある児童生徒が共に学べる学習プログラムの開発を行うとともに、障害児のスポーツ・運動機会を確保するため、個に応じた指導計画・指導内容等の工夫を促進する。
- ウ 国は、地方公共団体等と連携し、児童が運動の楽しさや喜びをより一層味わえるよう、アスリートのセカンドキャリアや中学校保健体育教員の活用などにより、主に小学校高学年での体育専科教員の配置を促進する。
- エ 国は、地方公共団体等と連携し、児童生徒の体力・運動能力などの現状を把握・分析し、国・教育委員会・学校における体力向上の取組の改善に役立てる。
- オ 国は、幼児期の子供のスポーツ実施状況や体力水準等に係る現状の把握・評価の在り方について検討する。
- カ 国は、地方公共団体や民間事業者等に対し、障害の有無や性別等にかかわらず幼児期からの運動習慣を形成するため、保護者・保育者等に対し、幼児期における運動の重要性や安全にスポーツを実施できる施設等に関する情報発信を行えるよう支援するとともに、幼児期運動指針やアクティブ・チャイルド・プログラム²⁷の活用等を通じた運動遊びの機会の充実を促進する。
- キ 国は、地方公共団体及び武道関係団体等と連携し、武道を指導する教員の研修、指導者の派遣、武道場の整備等を通じて、中学校における多様な武道の指導を充実する。

²⁶ 平成 11 年度の体力・運動能力調査から導入した実技テスト。小学生は握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ソフトボール投げを実施。中学生は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走又は 20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ハンドボール投げを実施。各項目の記録を得点化・合計し、総合評価 (A~E) をする。

²⁷ J S P O が開発した子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。

③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上

[現状]

- 女性のスポーツ実施率は男性に比べて低く、若年女性については、スポーツの好き嫌い等の理由により、スポーツ実施時間が短い傾向にある。
- 女性については、運動不足を一因とする、骨粗しょう症、極端な痩せ、妊娠中や産後の心身の健康悪化等の健康課題が顕在化している。
- 成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は24.9%（令和2年）と、成人一般の59.9%（令和2年）と比べると大きな隔たりがあり、7～19歳（若年層）の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は平成27年度と比べて低下している²⁸。
- 障害者で過去1年に1回もスポーツを実施していない者の割合は、成人で53.6%（令和2年）、若年層で49.4%（同）と、約5割を占めている。
- 年代別のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の20～50代で落ち込む傾向がある。また、テレワークの浸透等による運動不足やそれを一因とする耐糖能異常、脂質異常、高血圧、肥満等の生活習慣病、外出制限等によるメンタルヘルス不調の課題が増加している。

[今後の施策目標]

- 女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツについて普及啓発を行うとともに、環境整備を促進し、女性のスポーツ実施率の向上を目指す。
- 障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、学校体育等以外について、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層（7～19歳）は50%程度）、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を60%程度（若年層（7～19歳）は65%程度）とすることを目指す。
- 隙間時間等に気軽にスポーツに取り組める環境づくりの推進や、従業員の健康づくりにスポーツを活用する企業を支援すること等により、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率向上を目指す。

[具体的施策]

- 国は、地方公共団体や民間事業者等に対し、女性がスポーツを実施する意欲を向上させるための取組や女性のスポーツと健康との関係、女性がスポーツをしやすい環境の整備について、地域のスポーツクラブや研究機関、医療機関等の関係団体間で情報を共有、連携して普及啓発や環境整備等を行えるよう支援する。
- 国、地方公共団体は、障害者が身近な場所でスポーツを実施できるよう、全国障害者スポーツ大会（都道府県等で行う予選会を含む。）の活用や、総合型クラブとの連携も

²⁸ 7～19歳（若年層）の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は、平成27年に31.5%であったのに対し、令和2年は27.9%。

図りながら、引き続き、地域の課題に応じたスポーツ実施環境の整備に取り組む。また、障害者スポーツ用具の整備・利用促進にも取り組む。

- ウ 国は、特に、障害者の半数程度を占める非実施層に対するスポーツの魅力の発信や、民間事業者や地域におけるスポーツ実施機会の創出等により、非実施層の減少を図る。
- エ 国は、(公財)日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、性別、年齢、能力等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツを行いやすくするため、ハード面の整備だけでなくソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化等について、東京大会を契機に整備された施設の取組を含む先進事例の情報提供等により推進する。
- オ 国は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨について周知し、合理的配慮の取組事例の収集及び関係者に対する共有を進めるとともに、車いす競技の体育館利用における誤解の解消等により施設の利用を促進する。
- カ 国は、働く世代・子育て世代に対して、通勤時間や休憩時間等を活用して、今までよりもプラス10分の運動習慣づくりを促す。
- キ 国は、「スポーツエールカンパニー」認定制度²⁹の認知度向上と、認定企業の拡大を図る。また、関係省庁と連携して民間事業者に対する普及啓発活動を行い、民間事業者の「健康経営」におけるスポーツの活用を促進する。その際には、厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」と連携・協力を図り、従業員の健康保持増進活動におけるスポーツの活用を促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「b. 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上」
イ (P. 30)

④ 大学スポーツ振興

[現状]

- 「大学スポーツの振興に関する検討会議最終とりまとめ」（平成29年3月文部科学省）の提言等に基づき、以下のような施策を推進・実施してきているところである。
- 大学スポーツアドミニストレーター³⁰（SA）の配置に取り組む大学をモデル的に支援し、SAの配置数は増加した。他方で、全国的にみると、大学スポーツに対して全学的に適切に関与する体制が整ったとは言えない状況にある。
- 「大学スポーツによる地域振興」等に取り組む大学をモデル的に支援し、全学的な取組を推進した。他方、事例数がまだ少なく、個々の取組においても深化が必要な状況で

²⁹ 従業員の健康増進のために、スポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する制度。従業員がスポーツに親しめる環境づくりを進める企業の社会的評価が向上することで、「働き盛り世代」を始めとして、国民全体のスポーツ実施率の向上につなげていくことを目的とする。

³⁰ 大学において大学スポーツ分野を戦略的かつ一体的に管理・統括する専門人材

ある。

- ・ 大学横断的かつ競技横断的な大学スポーツの全国統括団体の創設を推進し、平成30年3月に独立した民間団体として（一社）大学スポーツ協会（UNIVAS）が設立され、大学スポーツ振興に向けた国内体制が構築された。新型コロナウイルスの影響により思うように成果を出せない状況が続いていたが、最近具体的な成果³¹を出し始めており、今後さらに、国と連携・協力して、具体的成果を上げていくことが期待されている。

[今後の施策目標]

- ✓ UNIVASと一層連携・協力して、「する」「みる」「ささえる」といった面で大学スポーツ自体の競技振興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興を促進し、「感動する大学スポーツ」の実現を目指す。その結果として、UNIVASの認知度及び大学スポーツへの関心度の向上を目指す。

[具体的施策]

ア 国は、「大学スポーツの振興に関する検討会議」（平成28年設置）などで議論し整理された、（1）大学スポーツの振興（①安全・安心な大学スポーツ環境の確立、②デュアルキャリアの推進、③大学スポーツの価値向上・認知向上）、（2）大学スポーツによる地域振興といった分野（大学スポーツ振興）について、UNIVASと連携・協力して、引き続き着実に取組を進める。

イ 国は、大学スポーツ振興の土台となる機運の醸成・拡大のため、大学スポーツの重要性について、大学関係者が集まる場等を積極的に活用し、広く大学関係者全体、特に大学トップ層の理解を更に促進する。

ウ 国は、新型コロナウイルスの影響下での経験などを踏まえ、大学スポーツを振興する体制を更に全国の大学へ広げていくため、従前推進してきたSAの配置に加え、各大学の規模やミッションに応じた手法により、大学スポーツへの適切な関与・支援体制の構築を加速化する。

エ 国は、大学が地域における重要な存在として役割を担うことができるよう、先進事例の情報提供等により、大学スポーツが有する資源（施設、人材、知的資源など）を存分に活用した地方創生を推進する。

オ UNIVASは、国から独立した民間団体であることを前提とした上で、日本らしい大学スポーツの全国統括団体として、大学スポーツ振興という目的を共有する国と連携・協力した取組を進めるよう努める。

（2）スポーツ界におけるDXの推進

³¹ 安全対策の実施状況の評価等を行い、認証の発行と安全補償を付与するUNIVAS 安全安心認証制度の創設など。

① 先進技術・ビッグデータを活用したスポーツ実施の在り方の拡大

[現状]

- IT化の進展の中、新型コロナウイルスのまん延による外出自粛の影響も受け、デジタル環境・データ環境の整備が急速に進展するとともに、屋内でできる活動に対する需要が高まった。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツの実施において、先進デジタル技術やデータの活用を促進する。

[具体的な施策]

- ア 民間事業者は、必要に応じて国の支援を受け、VRやAR等のデジタル技術を活用してスポーツを新たな方法で楽しむ機会の創出に係る技術開発や普及啓発を推進する。
- イ 国、地方公共団体は、地域で孤立している人や、健康上の理由や障害等のため外出が困難な人たちも含め、多様な主体それぞれが平等に地域のスポーツ実施に参画できるよう、リモートによる体操教室や会話などの双方向的な交流を生むスポーツの場の提供等について支援する。
- ウ 国・(独)日本スポーツ振興センター(JSC)は、関係機関と連携し、デジタル技術等を活用したアスリート支援の充実を図るため、ハイパフォーマンススポーツ³²に関する情報収集・データ分析や、AI、VR等の先端技術を活用した支援手法を含むスポーツ医・科学等の研究の推進に取り組む。これらを通じて、感染症等による制約を受ける状況にあっても継続的に選手強化活動を実施できる環境の整備を進める。
- エ 国は、関係機関と連携し、個人情報の保護に十分留意しつつ、東京大会において得られた情報を始めスポーツに係るデータの集約・解析や、様々な課題への活用等を実施するための体制の在り方等について検討を進める。

② デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出

[現状]

- デジタル技術及びそれによって得られた各種データを活用することによって、スポーツ観戦を中心とする分野におけるエンターテイメント性の向上、する分野における新たなスポーツの創造、教える分野における教授法の改革等が進展しつつある。
- DXによるスポーツの価値向上、さらには、それによる新たなビジネスモデル展開等への期待は高まっているが、いまだ大きな進展は見られない。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、関係者による取組が積極的には行われにくい状況が続いている。

³² 国際競技大会等での活躍を目指すアスリートによる、スポーツの卓越性を目指すスポーツ活動

[今後の施策目標]

- ✓ デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を推進する。

[具体的施策]

- ア 国は、スポーツの場におけるデジタル技術を活用したビジネスや機器、サービス等の国内・海外の優良事例を広く収集し、関係者に展開する。さらに、デジタル技術の活用に積極的に取り組む事業者等に対する表彰やモデル事業への支援等を行う。
- イ 国は、デジタル技術を活用して身体活動を仮想空間上に投影することや、それを通じて競技者が互いの距離や時間等を気にせずスポーツを楽しむこと等を活用した新たなスポーツづくりを含むビジネスモデル創出への支援も行う。
- ウ 国は、NFT³³やベッティングなど、デジタル技術の発展により新たに可能となったスポーツ関連ビジネスについて、海外の状況を調査するとともに必要に応じて我が国での事業化に際しての検討を行う。
- エ 国は、指導の高度化や指導現場から暴力・暴言を無くすためにも、言語化しにくい内容を映像やデータにより理解できるよう、指導現場におけるデジタル活用を推進する。
- オ 国は、スポーツの場におけるデジタル技術の活用やデータの分析を通じて新たなビジネスモデルを創出することができる人材を育て、増やしていくための支援を行う。

(3) 国際競技力の向上

【政策目標】

我が国のアスリートが国際競技大会等において優れた成績を挙げることを目標としてひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国民の誇りや喜び、感動につながり、国民のスポーツの関心を高めるものであり、これを通じて国に活力をもたらすものであることから、(公財)日本オリンピック委員会(IOC)及び(公財)日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(JPC)と連携し、各NFが行う競技力向上を支援する。

こうした取組を通じ、夏季及び冬季それぞれのオリンピック・パラリンピック競技大会並びに各競技の世界選手権等を含む主要国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数及びメダル獲得競技数等の実現を図る。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立

[現状]

- ・ NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化支援等の従前の取組は一定の成果をあげており、今後も、必要な改善を加えながら取組を継続することが必要。

³³ Non-Fungible Token（非代替性トークン）。ブロックチェーン上で発行される、代替可能性のないデジタルトークンのこと。

- ・ 選手強化活動全体の強化責任者及びワールドクラスのコーチ等の育成・配置がまだ十分に進んでいないNFがあり、コーチ等の育成・配置も更なる充実が求められる。
- ・ 選手強化活動や競技普及などにおいて、オリ・パラのNFが連携した取組が必ずしも十分にできているとはいえない。
- ・ 女性アスリートが健康にハイパフォーマンススポーツを継続するため、各ライフステージに応じ必要な支援や環境づくり、選手自身や関係者への意識啓発を更に進める必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、NFが選手強化活動等を自立して進めていくための組織基盤の強化、これから選手強化活動に必要な強化責任者や指導者・スタッフ等の人材の育成・配置、女性アスリートの活躍のための環境整備等に取り組み、オリ・パラのNFの更なる連携を促進しながら、国際競技力向上の基盤を確立する。

[具体的施策]

- ア JSC、JOC及びJPCは、各NFによる中長期の強化戦略プランの実効化を支援するため、引き続き、各NFとの連携による協働コンサルテーション³⁴の実施など、P D C Aサイクルの各段階での支援等に協働で取り組む。また、国は、この取組における各NFの評価結果については、引き続き、各種事業の資金配分に活用する。
- イ 国は、NFが行う日常的・継続的な選手強化活動に対する支援を行うに当たって、次回のオリ・パラ大会に向けて重点支援競技を選定し、配分額の加算や、スポーツ医・科学、情報等による専門的かつ高度な支援を継続的に実施する。
- ウ JOC、JPC及びNFは、従前の取組の成果を踏まえつつ、選手強化活動全体の強化責任者、海外から招へいした人材を含む優秀な指導者・スタッフ等の育成・配置を進める。国としても、これらの取組を支援する。
- エ 国は、各NFの実情を踏まえつつ、NFが自立して選手強化活動を始めとした様々な活動を進めていくための組織基盤の確立・強化に向けた取組を支援することで、NFの持続的かつ自立的な運営を促進する。
- オ 国は、選手強化活動や競技大会の開催、競技の普及、企業等との協働などにおいて、オリ・パラのNFが、連携した取組を進めるよう促す。
- カ 国及びJSCは、女性アスリートが健康に競技を継続できる環境の整備のため、従前の取組により得られた成果や知見を活用し、実践における課題解決に取り組むとともに、相談体制の充実や出産・育児等へのサポートを含めた支援体制の整備を行う。あわ

³⁴ JSC、JOC及びJPCにより構成される協働チームと各NFの強化責任者が、強化戦略プランの目標達成に向けた進捗状況等を確認の上、課題解決のための意見交換や情報提供等を行うもの。

せて、指導者についても、N F等における女性エリートコーチの育成・配置を進めるための取組を実施する。また、女性アスリートの健康課題³⁵等に関する指導者やアスリート自身の理解促進や予防及び早期発見に向けた取組等、N Fや地域における女性アスリートへの支援体制の充実に取り組む。

キ J S Cは、スポーツ振興基金助成事業においてアスリートに対する助成を行うこと等により、競技活動に専念した選手生活の継続を奨励し、競技水準の向上を支える環境を整備する。

ク 国は、J S C、J O C、J P C、J S P O、N F、民間事業者、大学等と連携して、クロスアポイントメント制度³⁶等の活用も含めた組織間の人材交流の促進や、ナショナルコーチ等の設置に係る支援等により、指導者・スタッフ等が選手強化活動に専念し、又は、研究者がスポーツ医・科学等に関するより実践的な研究を行うことができる環境の整備を進める。

② アスリート育成パスウェイの構築

[現状]

- ・ アスリートの発掘・育成・強化に関しては、国、地方公共団体、競技団体等が様々な取組を行っている。これらの取組を有機的に連携させ、アスリートが競技開始からトップレベルに至るまでの道筋(アスリート育成パスウェイ)の整備を進める必要がある。
- ・ アスリートの発掘については、オリ競技は、育成・強化につながるような発掘となるよう、改善を図ることが必要である。他方、パラ競技においては、これまで実施してきたジャパン・ライジング・スタープロジェクト³⁷を通じ、短期間で国際大会等へ出場する選手が発掘されるなど、その効果は高いことから、継続的な改善を図りつつ、引き続き実施していくことが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ N Fにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を通じた、中長期の戦略的な発掘・育成・強化の取組により、世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出する。

[具体的な施策]

ア 国及びJ S Cは、アスリートの戦略的な発掘・育成・強化に向けて、地方公共団体、競技団体、J S P O(各都道府県協会を含む)、(公財)日本パラスポーツ協会(J P S

³⁵ 代表的なものとして、過度なトレーニングにより引き起こされる、利用可能エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症が女性アスリートの三主徴と呼ばれている。

³⁶ 出向元機関と出向先機関の間で、出向に係る取決め(協定等)の下、当該取決めに基づき労働者が二つ以上の機関と労働契約を締結し、双方の業務について各機関において求められる役割に応じて従事比率に基づき就労することを可能にする制度

³⁷ 関係団体と連携して、全国から次世代の有望なアスリートを発掘するプロジェクト。

- A) (各都道府県協会を含む)、その他関係機関等による取組の有機的な連携を図る。特に、「日本版F T E M³⁸」等も活用しながら、各N Fが、発掘から育成・強化までを一貫して行うアスリート育成パスウェイを構築することを支援する。その際、トップアスリートの引退後のキャリアにも十分配慮する。
- イ 国及びJ S Cは、地方公共団体や競技団体が、アスリートの適性や競技特性を考慮した将来有望なアスリートの発掘を行い、これが育成・強化と一貫した取組となるよう、支援する。特に、パラ競技については、タレント発掘のための取組の強化が、競技の裾野を広げ、将来有望な人材がスポーツを実施することにもつながることから、更に幅広い層へのアプローチが可能となるよう取り組む。
- ウ 国及びJ S Cは、引き続きN Fと連携し、将来メダル獲得の可能性が高い競技や有望アスリートに対して、スポーツ医・科学、情報等の活用や海外派遣などを通じて、集中的な育成・強化への支援を実施する。
- エ 国、J S P O及び開催地の都道府県は、国民体育大会（国民スポーツ大会）が、将来有望なアスリートの発掘・育成を含め、競技力向上に資するものであることから、三者が一体となって実施するとともに、「3巡目」に向けた大会の在り方等について検討を進める。

③ スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

[現状]

- アスリート支援を充実するため、H P S Cの機能を強化し、国際競技力向上を支える基盤を整備するほか、メダル獲得の可能性が高い競技に対しては、スポーツ医・科学、情報等の各分野のスタッフによる専門的かつ高度な支援を実施してきたが、国際的にもますます革新的な技術を活用したデータ収集・分析等が進む中で、アスリート支援の一層の高度化・充実が求められる。
- 新型コロナウイルスの感染拡大によりN Fの選手強化活動が制約を受け、これに対応した経験も踏まえ、安定して継続的に選手強化活動ができる環境整備が必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ医・科学等の分野の研究を推進し、得られた知見の活用により、H P S Cや地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図る。あわせて、デジタル技術の活用等により、感染症等による制約を受ける状況にあっても継続的な選手強化活動を行うことができる環境を整備する。

³⁸ アスリートの育成過程を「Foundation、Talent、Elite、Mastery」に分けたオーストラリアのフレームワークを基に、日本の競技スポーツの基盤を踏まえたアスリート育成の在り方を根拠に基づいて段階的に見える化した枠組みとしてJ S Cが開発したもの。

[具体的施策]

- ア 国及びJSCは、トップアスリートの育成・強化の観点からスポーツ医・科学、情報等による研究・支援を行う中核的な拠点として、ハイパフォーマンススポーツに関する情報収集・データ分析の充実、パラ競技の用具を始めとした競技用具等に関する研究の実施など、HPSの機能強化を進める。その際、デジタル技術の活用など、新型コロナウイルスの影響下の経験を踏まえた継続的な選手強化活動を行うことができる環境の整備を進めることに留意する。これらを通じて、NFによるスポーツ医・科学、情報等に基づく選手強化活動を促進する。
- イ 国及びJSCは、強化合宿や競技大会におけるスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの支援、大規模国際競技大会におけるトップアスリートやコーチ等の競技直前の準備に必要な機能の提供により、トップアスリートに対して多面的で専門的かつ高度な支援を実施する。
- ウ 国及びJSCは、アスリートに対する誹謗中傷等に関する昨今の状況を踏まえ、アスリートがメンタルヘルスを向上させ、大舞台で本来の実力を発揮できるよう、メンタルトレーニングの普及啓発を含む、心理面のサポートの充実を図る。
- エ 国は、NTC中核拠点のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系の競技等については、従来の拠点設置の考え方とどまるところなく、海外における活動の在り方を含め、あらゆる可能性の中で検討を進める。あわせて、NTC競技別強化拠点においては、NFが策定する強化戦略プランに基づいた選手強化活動を実施することはもとより、都道府県競技団体(PF)などが行う地域における競技力向上の取組にも資するよう、機能強化ディレクターの配置拡充等を通じ、HPS、地域のスポーツ医・科学センター、大学等との連携を強化し、スポーツ医・科学、情報等によるサポート等の充実を図る。
- オ 国及びJSCは、大学等とHPSとの連携による先端的なスポーツ医・科学的研究を推進するとともに、研究で得られた知見を実践において活用(実装化)できるよう取り組む。あわせて、スポーツ医・科学等の分野の若手研究者の育成を進めるため、連携協定の締結、クロスアポイントメントの実施、教育プログラムの開発、HPSの場を活用した実践機会の提供など大学等とHPSとの一層の連携強化を図る。
- カ 国は、パラ競技における国際競技力向上に当たって、障害に応じた選手の適性判断や適切な助言、より公平なクラス分けの国際基準作りへの積極的な参画が重要であることから、クラス分けに係る調査研究や人材育成・配置を支援する。

④ 地域における競技力向上を支える体制の構築

[現状]

- ・ ハイパフォーマンススポーツに関するHPS等の知見を、全国のアスリートの発

掘・育成・強化の実践において活用できるよう、地域に還元していくことが必要である。

- ・ 世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するためには、地域における競技力向上を支える体制の構築を進め、これをN Fによるアスリートの育成・強化につなげる仕組みづくりが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ H P S C、N T C 競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等の連携を更に強化し、H P S C等に蓄積された知見の地域・社会への還元を図るとともに、地域における競技力向上を支える体制を整備する。

[具体的施策]

ア 国及びJ S Cは、地域のアスリート育成において、スポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられる体制を整備するため、N T C 競技別強化拠点や地域のスポーツ医・科学センター、大学等とのネットワークを構築し、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材の育成を進める。

イ 国及びJ S Cは、持続可能な国際競技力向上に資するよう、P Fを含む地域のスポーツ団体、地方公共団体、企業、地域のスポーツ医・科学センター、大学等が連携した、地域における競技力向上を支える体制の構築を進め、これをN Fにおける選手強化活動に連続させる、地域と一体となったアスリート育成のための仕組みづくりに取り組む。

※本項にも位置付けられる既出施策：(3)「③ スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実」エ(P. 39)

(4) スポーツの国際交流・国際貢献

① 国際スポーツ界への意思決定への参画

[現状]

- ・ I F等における日本人役員は、第2期計画の目標の35人を達成し、東京大会に向けて日本に対する関心が高まる中で一定の成果を上げたが、依然としてI F役員ポストを多く有する国々とは差がある。N Fとして戦略的なポスト獲得に向けた活動やI Fにおいて発言力を發揮できる人材育成の方策を検討する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 国際スポーツ界の意思決定や競技発展に積極的に貢献するため、現在のI F等の役員ポスト37人規模の維持・拡大を目指す。その際アジア競技連盟（A F）の役員ポストも確保する。

[具体的施策]

- ア　国は、I F、A F等の日本人役員の増加及び再選に向けたN Fの取組を支援する。また、J S C、J O C、J P C及びN Fと連携し、I F等で活躍できる人材の発掘・育成、次世代を担う職員派遣を推進する。その際、民間人材（東京大会の運営で活躍したプロフェッショナル人材、専門スタッフ、スポーツボランティア）やアスリートを含め、人材のすそ野を広げていく。
- イ　国は、N Fが国際スポーツ情勢やI Fの役割を踏まえ、当該I Fにおけるポストの獲得やそれによる競技発展への寄与、また、I Fにおけるリーダーシップの發揮、さらに、今後の人材育成などを盛り込み作成する国際戦略に基づき、N F相互の連携の強化を図りつつ、戦略的な支援を行う。
- ウ　国は、J S Cのローザンヌ拠点³⁹の活用等により、スポーツをとりまく国際的情報を収集するとともに、我が国の取組について国際的な情報発信をしていく。

② スポーツ産業の国際展開

[現状]

- ・ スポーツ庁、経済産業省、（独）日本貿易振興機構及びJ S Cの4者が、我が国のスポーツやスポーツ産業の国際展開を促進するための連携体制を構築した。
- ・ A S E A N等において日本の競技力や健康サービス・製品に対する関心は高いものの、スポーツ産業の国際展開が不十分である。また、国際展開の意欲が高いスポーツテック分野のスタートアップ等のベンチャー企業が、国際的に認知される機会が少ない。

[今後の施策目標]

- ✓　スポーツ産業展開を加速するための人的ネットワークの構築や情報共有のための基盤を構築する。

[具体的施策]

- ア　国はスポーツ産業の国際展開を促進するためのプラットフォームの検討を行いつつ先進事例や機運醸成のための情報発信を推進する。
- イ　国は国際的な展示会・商談会等へ、幅広い我が国のスポーツ関連産業の参加を促進する。また、関心のある国内企業やスポーツ団体等に対して情報提供を行い、国内のネットワークを形成する。
- ウ　国はスポーツを核としたオープンイノベーションプラットフォーム（S O I P）⁴⁰と

³⁹ 2022年度よりI O Cを中心として多くの国際スポーツ団体の本部が置かれているスイス・ローザンヌにスポーツ界の動向や決定事項の情報を効果的に調査・収集等のため設置する拠点

⁴⁰ スポーツ分野と他産業の融合による新事業創出を目的とするスポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）

連携し、企業や取組事例の国際展開を図る。

③ スポーツ国際交流の促進

[現状]

- ・ M I N E P S⁴¹への参画や日中韓、日A S E A N間のスポーツ大臣会合の立ち上げ、開催を通じ、アジア地域等におけるスポーツを通じた国際協力に存在感を発揮してきた。会合の成果を踏まえ、今後も具体的な協力方策を検討していく。
- ・ 令和3年3月末までに204か国・地域の約1,250万人にスポーツの価値を届けたS F T事業により、N F連携を通じた指導者の招へい・派遣やパラ参加国・地域拡大支援などオリ・パラ・ムーブメントを推進した。この成果を踏まえ、S F T事業の在り方を検討することが必要。
- ・ スポーツを通じた国際交流は、国際的な相互理解を図るために有効であり、青少年を含むスポーツに携わる人材の目を世界に向かさせることが重要。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会のレガシーを一環として、スポーツを通じた国際交流・協力により、スポーツ界における日本のプレゼンスの維持、向上を目指す。
- ✓ S F T事業を通じて培われた官民ネットワークを活用し、スポーツを通じた国際協力による存在感の発揮やS D G sへの貢献を目指す。

[具体的施策]

- ア スポーツ分野の政府間国際協力を引き続き推進する。また、地域間の相互理解を深めるため、人材交流を支援する。
- イ 国内外においてスポーツを通じた幅広い国際交流活動を実施する。特に、国はパリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会や第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）に向け、東京大会のレガシーを継承し、スポーツを通じた国際交流・協力を推進する。

④ 国際競技大会の招致・開催に対する支援

[現状]

- ・ 今後我が国では、第19回F I N A世界水泳選手権2022福岡大会や第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ2021関西等の大規模国際

⁴¹ ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議（M I N E P S）。ユネスコ主催で、ユネスコ加盟国、準加盟国地域のスポーツ担当大臣等が集まり、スポーツにおける国際的重要課題について議論し、実行志向型の提言を発表する会議。

競技大会が開催される予定である。また、札幌市と J O C が 2030 年の札幌冬季五輪の招致を立候補し、I O C と継続的に対話が行われている。

- ・ 国際競技大会の招致や開催に当たっては、これまでの大会運営のノウハウを活用しつつ、地域の活性化や世界規模の課題解決への貢献、また、持続可能性の観点でより多くの人々へスポーツの価値を通じたビジョンやコンセプトを国民に届けることが重要。
- ・ また、自治体が持続可能な形で国際大会を開催できるようにしていく必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 国際競技大会の開催を支援することで、我が国の国際競技力向上や国際交流・協力や経済、地域の活性化等に寄与する。

[具体的施策]

ア 国は、2022 年の第 19 回 F I N A 世界水泳選手権福岡大会や 2026 年の第 20 回アジア競技大会（愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西を始めとした国際競技大会の円滑な開催や新たな招致に向け、大会の開催目的や計画、取組状況等を踏まえ引き続き支援する。

イ 国は、開催地及びN F が招致・開催する国際競技大会についてその意義や開催規模の適正性、S D G s や地域社会・経済への貢献に資する開催計画の状況、開催の効率性について、その意義を勘案しつつ支援する。

ウ 国は、国際競技大会の招致・開催に取り組む自治体等へ関係団体間の積極的な関係構築やノウハウ共有を促していく。

⑤ オリ・パラ教育の知見・経験等をいかした教育活動の展開

[現状]

- ・ 東京大会に向けて作成されたオリ・パラ教育教材が蓄積されている。また、大会に参加したアスリートと児童生徒との国際交流も含む交流活動等が進められるなど、大会のレガシーをいかした特色ある教育活動が進められている。
- ・ スポーツ・デジタル・アーカイブに係るガイドラインを作成し、資料のデジタル化、アーカイブシステムの運用・検証を実施したものの、デジタル化やネットワーク化が不十分であり、また一般ユーザーの利用可能なシステムを構築する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会における知見・経験をレガシーとしていかしつつ、アスリートと児童生徒との交流など、スポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進する。
- ✓ アーカイブ化・ネットワーク化を推進し、貴重なスポーツ資料の散逸・劣化を防ぐと

とともに、アーカイブ化・ネットワーク化を通じて広く二次利用を可能とする。

[具体的施策]

ア 国は、オリ・パラや国際的なスポーツ大会の意義等について、学習指導要領を踏まえた指導が継続的になされるよう取り組む。

具体的には、JOC・JPC・大学・地方公共団体等の関係機関と連携を図り、オリ・パラ教育等の様々なスポーツを通じて展開される特色ある教育活動を支援するとともに、多様な事例の収集・情報提供を行う。

イ 地方公共団体は、スポーツ担当部局と教育委員会との連携を密に図りつつ、必要に応じてJOC・JPCや企業等の取組も活用し、様々な競技のアスリートと児童生徒との交流活動、体験活動の機会、国際交流活動等を継続的に提供するよう努める。

ウ JSCは、スポーツ・デジタル・アーカイブに係るガイドラインを踏まえ、国立国会図書館が運用するデジタル・アーカイブのプラットフォームである「JAPAN SE ARCH」等との連携を視野に入れた形で、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を引き続き推進する。

(5) スポーツによる健康増進

【政策目標】

地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁で連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。また、厚生労働省の策定する「健康日本21」⁴²に掲げる健康寿命の延伸に、スポーツ実施率の向上を通じて貢献する。

① 健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進

[現状]

- スポーツによる健康増進に関するエビデンスは蓄積されてきているが、それらをまとめ、活用するための体制が整備されていない。
- 健康診断においては有所見でも自己認識としては健康と認識している人も多い現状が見られるが、健康であると自己認識している人については、健康のためにスポーツをしようと思う人は少ないとの指摘がある⁴³。

[今後の施策目標]

⁴² 健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）」のこと。国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めている。

⁴³ 自分の健康状態について「健康」「どちらかといえば健康」と回答する人の割合：約80%（令和2年度「スポーツ実施状況等に関する世論調査」）、
健康診断（職域）における有所見率：約55%（平成30年 労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果より）

- ✓ スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等についての科学的知見を蓄積し、蓄積された科学的知見の普及・活用を通じてスポーツを通した健康増進を図る。
- ✓ 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指す。(再掲)

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体等に対し、各地域の実態（住民の特性・施設の整備状況等）に応じた効果的なスポーツ実施促進施策について調査・検討を行えるよう支援する。
- イ 国は、関係省庁や研究機関と連携して、心身の健康に資するスポーツや、スポーツ実施率の向上政策、スポーツを通じた社会課題解決推進のための政策に資する研究を支援し、これらの科学的根拠をまとめた体制を構築するとともに、地方公共団体やスポーツ関係団体に対し、まとめた科学的根拠を分かりやすい情報にし、普及啓発する。
- ウ 国は、地方公共団体やスポーツ関係団体、企業、経済団体等に対し、科学的根拠に基づき、スポーツによる健康づくり、コンディショニングの方法、栄養・休養の取り方や厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基準・身体活動指針」等の健康に資するスポーツに関する情報を分かりやすく発信する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出」エ(P. 27)

② 医療・介護、企業・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進

[現状]

- ・ 国民医療費が年間40兆円を越える規模となり、高齢化等によりその更なる拡大が予想される中、スポーツによる医療費抑制に係る研究成果は数多く報告されており、スポーツによる健康増進に対する期待が高まっている。
- ・ スポーツによる健康増進の効果についての各種事業における好事例等の成果物の利活用や効果的な情報発信、好事例の横展開が不足している。
- ・ 健康のためのスポーツ促進に当たって、医療・介護現場とスポーツ現場の連携や教育・福祉関係部局・地方行政との連携に課題がある。
- ・ 年代別のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の20～50代で落ち込む傾向がある。また、テレワークの浸透や外出制限等により運動不足やそれを一因とする耐糖能異常、脂質異常、高血圧、肥満等の生活習慣病、メンタルヘルス不調の課題が増加している（再掲）

[今後の施策目標]

- ✓ 地域において科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化を促進することで、住民の健康増進を図る。
- ✓ 教育・福祉関係部局・地方行政との連携や医療・介護現場とスポーツ現場の連携を促進し、医療・介護の場からスポーツの場へ誘導する仕組みを構築する。
- ✓ 従業員の健康づくりのためにスポーツの実施に積極的に取り組む企業の増加により、働く世代・子育て世代のスポーツを通じた健康増進を図る。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体、学校、地域のスポーツクラブ、医療関係団体、企業等に対し、これまで運動が禁忌とされていた患者でもスポーツの実施により予後が良好になると認められる場合が増えてきたことも踏まえ、スポーツによる幅広い健康増進効果やスポーツ実施促進の効果的な取組方法等についての情報を共有し、普及啓発活動を行えるよう、支援する。
- イ 国は、科学的根拠に基づき、健康づくりに資するスポーツに関する情報の周知や、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムの提供を支援する。
- ウ 国は、地方公共団体や企業が行った健康増進に資する取組をまとめ、好事例の横展開を図るとともに、地方公共団体や企業が施策の助言を受けられる機会を提供する。
- エ 国は、医師会の協力を得て、医師が作成する運動処方の情報に基づき、地域の運動・スポーツ教室、スポーツクラブ等において適切なプログラムが提供され、安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる環境の整備を支援する。また、医師が安心して高齢者に運動・スポーツを推奨できるよう、運動・スポーツ施設の特徴等の見える化⁴⁴を促進する。
- オ 国は、地方公共団体が行う介護現場とスポーツ現場の連携を促進する事例の創出を支援するとともに、運動処方の情報から安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践するためのプログラム作成ができる指導者等の専門家の養成を支援する。
- カ 民間事業者は、職域健診の結果に基づく事後措置や特定保健指導等において、医師、保健師等から従業員やその家族に対し、スポーツの実施を通じた健康保持増進について必要な指導を行う。国は、民間事業者や保険者等と連携し、従業員に自らの体力の現状を把握させ、スポーツ実施を通じた健康保持増進の必要性に関する気づきを与えるよう、健康診断等の際に体力テストを併せて行う等の取組を検討する。
- キ 国は、地方公共団体に対して、スポーツを通じて地域住民の健康増進を推進するため、「スポーツ健康都市宣言」やそれに類する宣言を行うよう働きかける。

※本項にも位置付けられる既述施策：(1) 「① 広く国民一般に向けたスポーツを実施

⁴⁴ 例えば、各運動・スポーツ施設にはどのような指導者が在籍していて、またどのようなプログラムや設備が整っているのかを情報として見える化することが考えられる。

する機会の創出」イ(P. 27)、「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」キ(P. 32)

(6) スポーツの成長産業化

【政策目標】

スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模 5.5兆円を 2025 年までに 15兆円に拡大することを目指す。

[現状]

- ・ 日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）やジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）などの地域密着型のプロスポーツリーグ等において、地域とともに成長しようとする活動が拡大しつつある。
- ・ 第2期計画でスポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円とする目標を掲げており、統計数値がそろそろ直近のデータである2018年までは約9兆円と順調に推移。しかし、その後は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けている可能性がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたスポーツ産業を再び活性化させるとともに、成長産業化への道筋を明確なものとする。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体が中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備について、民間活力も活用し、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤として着実に推進する。具体的には、目標とする2025年までの20拠点選定に向けて地方公共団体及び民間事業者に対する専門的知見・国内外の先進事例情報等の提供や地域における関係者間での協議を促進するとともに、選定拠点を核にした情報集約の場を設け、拠点それぞれが蓄積した経験・ノウハウを集約し、その展開を図る。

イ 国は、プロスポーツを含めた各種スポーツ団体と他産業とのオープンイノベーションを通じた新たなビジネスモデル開発を支援すべく、対象競技の拡大や地域のスポーツチームや企業等の参画を促進しつつ、セミナー等での機運醸成、先進事例の創出や優良事例の収集・表彰等を引き続き実施する。

ウ 国は、スポーツ団体の収益力を向上させるため、スポーツ経営人材の育成やスポーツ団体の経営力強化等を支援する。

- エ 国は、スポーツ団体・自治体・民間事業者等が連携・共創のもと行う最新テクノロジーを活用した取組、データを利用した取組、地域貢献等の社会的価値創出に資する取組等の動向調査を行い、スポーツが他産業や社会一般にもたらす多様な価値の発信を通じて、スポーツ界への投資を促進する。
- オ 国は、スポーツ市場規模の算定手法を改善することにより、スポーツ市場の分析を的確に実施するとともに、関係省庁・スポーツ団体・民間事業者等との継続的な議論の場を設け、先進事例となる新たな取組の共有やニーズ・課題の抽出等を行い、民間事業者と国及び地方公共団体との連携を促進する。
- カ 国は、スポーツ団体が、アジア等の国際市場に対して、スポーツコンテンツの輸出やデジタル技術活用による新たなスポーツ観戦等の提供、インバウンド等の取り込みといった我が国のスポーツ市場拡大につながる魅力的な活動を行うことを支援する。

(7) スポーツによる地方創生、まちづくり

【政策目標】

全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」の取組を創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現する。

① スポーツによる地方創生、まちづくり

[現状]

- これまで国のスポーツによる地域振興政策の中心であった「スポーツツーリズム」については、その普及・実践を推進した結果、各地でほう芽が見えつつあるが、この数年は、新型コロナウイルスの影響によるインバウンドの消失や国内人流の抑制のため、苦戦してきた。今後は、ウィズコロナ、ポストコロナの両面から、将来も見据えた更なるコンテンツ開発の促進等が課題である。
- 「地域スポーツコミッショ⁴⁵ン」は、数の上では一定水準に達しつつあるが、そのほとんどが東京大会等を前にしたこの数年間に創設されたものであり、依然零細な組織が多数の状況にある。今後は、地域から期待される役割を果たし、かつ、将来にわたって安定した組織へと発展させていくために、経営の安定や特に運営を担う基盤人材の育成・確保（「質的な向上」）が課題である。
- さらに、国は、第2期計画の期中から、東京大会等の「スポーツ・レガシー」として各地に残すため、従来の「スポーツツーリズム」だけでなく、広くスポーツによる地方創生、すなわち、各地の「スポーツ・健康まちづくり」の創出の促進に取り組み始めた。

⁴⁵ 地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織

今後は、東京大会が終了したことも踏まえ、全国各地での創出を本格的に加速化させ、スポーツが地域・社会に貢献し、ひいては、スポーツの競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現させていくことが課題である。

[今後の施策目標]

- ✓ 全国各地域がスポーツによる「地方創生」に取り組み、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させるよう、促進する。
その結果として、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を 2026 年度末に 15.6%（令和 3 年度）から 40% とする。

[具体的施策]

(スポーツによる「地方創生」の加速化)

ア 国は、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」⁴⁶に従い、東京大会等の「スポーツ・レガシー」としてのスポーツによる地方創生、まちづくり⁴⁷の各地の更なる取組を促進するための推進体制を強化するとともに、全国で活用がされている地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、地域おこし協力隊など国の施策の活用事例の周知を図りながら、スポーツ庁の主導の下、関係府省庁と連携・協力して、地域により特色ある「スポーツ・健康まちづくり」の創出を全国で加速化させる。

イ 国は、日々の具体業務の中で全国各地におけるスポーツによる地方創生、まちづくりを促進していくに当たって、以下のように「発想を転換」して進めていく。

- ・ スポーツによる地方創生とは「まちづくり」であり、例えば、地方公共団体の推進体制についても、スポーツ部局はもちろん、首長・企画部局の関与とリーダーシップの下、まちづくり部局、医療・介護・福祉部局、経済振興部局など、幅広い部局が連携して取組を進める必要があり、また、地域住民や企業などの多様な主体とも連携・協力して、「地域をあげて取り組む」ことが不可欠であること。
- ・ スポーツによる「地方創生」においては、従来のスポーツツーリズムなどのアウタースポーツ⁴⁸に加え、インナースポーツ⁴⁹も含めて、総合的に進めることが重要であること。
- ・ スポーツによる「地方創生」を促す触媒には、地元プロスポーツ、地域スポーツ、障害者スポーツ、地元アスリート、スポーツ国際交流、スポーツ産業、部活動、地元大学スポーツ、地元スポーツボランティア、地元スポーツ施設など様々な地域のスポーツ資源の全てがなりうこと。また、地域振興における「スポーツ」とは、「競技スポーツ」だけでなく、散歩やゴミ拾い活動、地域の祭りなど広く身体活動と捉えていくことが可能であること。

⁴⁶ 令和元年 12 月 20 日閣議決定

⁴⁷ まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「スポーツ・健康まちづくり」と呼称

⁴⁸ スポーツを活用した海外・国内他地域といった地域外からの交流人口の拡大の推進施策

⁴⁹ スポーツを活用した地域内住民向けの健康の維持増進・共生社会の実現などの推進施策

- ・ スポーツによる「地方創生」に当たっては、従来のスポーツから地域振興へのアプローチを一步進めて、むしろ、地域振興からスポーツへアプローチする逆転の発想に立ち、スポーツを地方創生に積極的に活用していくことが重要であること。
- ・ スポーツによる「まちづくり」の形として、日々の生活の中にスポーツを取り入れた革新的ライフスタイル⁵⁰も促進すべきこと。

(スポーツツーリズムの更なる推進（コンテンツ開発の促進）)

ウ 国は、スポーツによる地方創生においても重要な要素の一つであるスポーツツーリズムについて、各地域や関連事業者と連携し、ウィズコロナの中でも三密を避けて楽しむことができる、各地域の自然資源を活用した「アウトドアスポーツツーリズム」や、ポストコロナを見据えてインバウンドニーズの高い日本発祥の武道を活用した「武道ツーリズム」について、コンテンツ開発を積極的に推進する。

また、アーバンスポーツ、ワーケーション等の地域資源をいかした新たなコンテンツの開発や、DXの活用等新たな分野の開拓・チャレンジを積極的に推進する。

エ スポーツ庁、文化庁、観光庁は、引き続き、スポーツと文化芸術を融合させて観光地域の魅力を向上させるツーリズムを表彰・奨励し、優良な取組をモデルケースとして広めていくことで、外国人旅行者の関心も高いスポーツ体験機会の創出に向けた全国の取組を促進する。

(スポーツツーリズムの更なる推進（担い手の「質の向上」へのサポート）)

オ 国は、地域スポーツコミッショナの更なる「質の向上」のため、従前の地域外からの誘客を図る活動に加え、地域向け住民サービスの充実など地域から求められる役割を果たすとともに、その経営の安定性を高める活動を推進する。

また、地域スポーツコミッショナにおける「地域おこし協力隊」などの活用のほか、その経営において基盤となる人材の育成・確保の取組を推進する。

カ 国は、東京大会等を契機としたスポーツへの関心の高まりを、大会後も、「スポーツ・レガシー」として、各地域がスポーツによる地方創生の取組に転化させ、継続していくため、ホストタウンの組織体制も活用して地域スポーツコミッショナへと発展させる活動を推進する。

(大学スポーツによる地域振興)

※本項にも位置付けられる既出施策：(1) 「④ 大学スポーツ振興」 エ(P.33)

② 周辺地域の整備と調和のとれた国立スポーツ施設の民間事業化の推進

[現状]

- ・ 国立競技場の運営管理については、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚

⁵⁰ 例えば、従来からの都心近郊の海辺に移住し朝はマリンスポーツをしつつ日中は都心で仕事するといった2拠点生活などに加えて、新型コロナウイルスの影響下で新たに注目を浴びた、地方でスポーツに取り組みつつオンラインで仕事をするといった新たなライフスタイル。

会議」において、東京大会後は、「民間事業への移行を図ること」とされており、新型コロナウイルスの影響も含めて民間事業者等の感触や反応等を丁寧に確認しながら民間事業への移行を着実かつ円滑に進めることが必要。

- ・ 新秩父宮ラグビー場（仮称）については、現在のラグビー場の歴史的経緯や東京都が策定した「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針⁵¹」等を踏まえ、神宮外苑地区のにぎわい創出に寄与する施設となるよう整備・運営していくことが必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 国立競技場等の国立スポーツ施設を、スポーツ大会への活用に加え、地域におけるスポーツの拠点・まちづくりの中核的な存在の一つとなり、東京大会のレガシーとして、長く、国民の皆様に親しまれる場となるよう、積極的な利活用の在り方等について検討を進める。

[具体的施策]

ア 国は、JSCが民間事業への移行に向けた業務を着実かつ円滑に進めることができるように、国立競技場の運営管理に関する民間事業化の事業スキームを構築するなど必要な取組を行う。

イ JSCは、国立競技場の運営管理について、関係閣僚会議の方針を踏まえて、スタジアムを核として、周辺地域の整備と調和のとれた民間事業への移行を図るとともに、新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備・運営について、「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」等を踏まえて、国、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、民間のノウハウと創意工夫を最大限活用できるよう施設整備及び運営に民間活力を活用した事業方式（PFI事業／BT+コンセッション方式⁵²）により実施する。

(8) スポーツを通じた共生社会の実現

【政策目標】

誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人と「とともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現する。

① 障害者スポーツの推進

[現状]

⁵¹ 東京 2020 大会後を見据えた、まちづくりの目標や誘導方針、公園まちづくり制度の活用要件等、民間が事業主体となって進める神宮外苑地区のまちづくりを適切に誘導するために平成 30 年 11 月に策定されたもの。

⁵² PFI 法に基づき、事業者が施設の設計・建設を行った後、所有権を移転（BT（Build Transfer）方式）する方式と、所有者が事業者に対して、運営・維持管理の運営権を設定する公共施設等運営権方式（コンセッション）を組み合わせた事業方式をいう。

- ・ 成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は24.9%（令和2年）と、平成29年の20.8%から4.1ポイント増加したが、成人一般の59.9%（令和2年）と比べると依然として大きな隔たりがあり、7～19歳（若年層）の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は平成27年度と比べて低下している。
- ・ 小中高等学校に在籍している障害児の体育の授業が見学にとどまることもあるなど、学校における障害児のスポーツ環境は十分でない。
- ・ 車いす競技は他の利用よりも著しく体育館の床を傷つけるという理由や障害があるという理由などにより、障害者スポーツについて施設の利用が断られる事例がある。
- ・ 障害者で過去1年に1回もスポーツを実施していない者の割合は、成人で53.6%（令和2年）、若年層で49.4%（同）と、約5割を占めている。（再掲）
- ・ 障害者スポーツ指導者を含む障害者スポーツに係るスタッフ（審判、クラシフィアイア⁵³、ボランティアを含む。）の確保が難しい状況がみられる。
- ・ 地方公共団体において、一般のスポーツの推進と障害者スポーツを異なる部局が担当している場合に、両者の連携が十分でないことがあるなど、障害者スポーツの推進体制は十分ではない。また、地方公共団体における障害者スポーツ協会も、都道府県及び政令市の一部にとどまっており、市区町村における推進体制も十分でない。さらに、障害者スポーツ団体は、事務局体制や運営資金等、活動の基盤が極めてぜい弱である。
- ・ 東京大会のパラのテレビ放送時間が過去最長となり、また、多くの競技についてオンラインで動画が配信されたことなどにより、多様なアスリートによる多様な競技での活躍が国民の目に触れた。今後、パラにおいて実施された競技以外のスポーツも含めたスポーツ実施につなげる必要がある。その際、東京大会に向けて培ってきた指導のノウハウのうち、普及に役立てられるものを取りまとめることが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ 障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す。
- このため、学校体育等以外について、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%
程度（若年層（7～19歳）は50%程度）、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を60%
程度（若年層（7～19歳）は65%程度）とすることを目指す。

[具体的な施策]

- ア 国は、JPSAが行っている障がい者スポーツ指導員養成研修等に対する支援等により、障害者スポーツに係る指導者やその他障害者スポーツ関連スタッフの数を増加させる。また、様々な場における障害者に対するフォロー等が行えるよう、障害者を含

⁵³ 国際競技大会等で、選手の障害度合いに応じてクラス分けを実施する人。

む一般競技団体の指導者、スポーツ推進委員、現役の教員等に対する障害者スポーツ指導員資格の取得を促す。

- イ 国は、障害者スポーツに係る情報発信の充実、ボランティア参加の促進等を通じ、一般社会における障害者スポーツの理解促進を図るとともに、障害者スポーツを体験する機会の創出を図る。
- ウ 国は、障害のある人とない人が一緒にスポーツを行えるよう、パラ教育の事例の収集や情報提供を行うとともに、地域スポーツ環境の基盤強化や一般と障害者の連携を推進する。
- エ 国は、一般的なスポーツ推進と障害者スポーツの推進をあいまって行う観点から、地方公共団体、障害者スポーツ協会及び障害者スポーツ競技団体において、一般的なスポーツ推進体制との連携等による障害者スポーツの推進体制の整備等を図る。
- オ 国は、障害者スポーツ競技団体等がこれまで培ってきた指導のノウハウの普及に向けて取りまとめることを促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「b 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上」イ・イ・ウ・エ・オ(P. 30)、「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」イ・ウ・エ・オ(P. 31～P. 32)

② スポーツを通じた女性の活躍促進

[現状]

- ・ 女性のスポーツ実施率は男性に比べて低く、若年女性については、スポーツの好き嫌い等の理由によりスポーツ実施時間が短い傾向にある。(再掲)
- ・ N Fに登録されているスポーツ指導者における女性の割合は、令和2年度時点で約22%にとどまっており、男性と比較して低い現状にある。
- ・ スポーツ団体における女性理事の割合は、ガバナンスコード(N F向け)において目標値が40%のところ、平成30年度時点で約15.7%にとどまっている。

[今後の施策目標]

- ✓ 女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させる。
- ✓ ガバナンスコード(N F向け)及び「第5次男女共同参画基本計画」⁵⁴を踏まえ、スポーツ団体における女性理事の割合を、目標値である40%に近づけるよう促す。
- ✓ 主にA S E A N諸国を対象として、スポーツ実施率向上を含めた女性のスポーツに

⁵⁴ 令和2年12月25日閣議決定

に対する持続的協力を推進するとともに、その成果の国内還元により、人材育成を含めた国内の女性スポーツの発展につなげる。

[具体的施策]

- ア 国は、スポーツ団体に対し、女性役員採用に積極的なスポーツ団体と女性役員候補者のマッチングモデルの形成やスポーツ団体内部における女性役員候補者の育成支援等により、女性役員の登用・育成を支援する。
- イ 国は、女性スポーツに関し、A S E A N諸国等における持続的な協力体制を構築する中で、国際的な視野をもった国内人材の質を高め、国内における女性スポーツの更なる発展を図る。
- ウ 国は、スポーツを実施する者に対するインターネット上の誹謗中傷や、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害を防止するため、統括団体⁵⁵を始めとする関係団体等と連携してこれらの問題に関する意識啓発及び被害防止のための関係団体の取組事例の共有等に取り組むとともに、スポーツを実施する者に限らないこれらの問題に関する法制上の課題や対応等について検討を進める。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」ア(P. 31)、(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」カ(P. 36)

(9) 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

[現状]

- ・ J S Cや統括団体により、スポーツ団体に対するガバナンス・コンプライアンス研修等が実施されてきたが、団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行するために、引き続き研修等を実施する必要がある。
- ・ 団体の経営力強化について、戦略的な経営を行うための人的資源と知見を補充する組織体制の拡充や、経営力強化に係るノウハウが競技を超えて共有蓄積されていくような仕組みを構築する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ ガバナンス・コンプライアンス研修等を通じてスポーツ団体の組織運営の透明化を図りつつ、収益拡大に向けた団体間での情報共有の場の仕組みをつくり、外部人材の雇用創出等を支援していくことで、戦略的な経営を行うための組織体制の拡充を図る。

⁵⁵ J S P O、J O C、J P S Aの3団体

[具体的施策]

ア 国は、JSCや統括団体と連携し、スポーツ団体に対し、自主的・自律的なガバナンス改革を実行できるよう、ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等を実施する。

イ 国は、スポーツ団体が横断的に情報交換ができるような連絡会議の開催を通じて情報連携を促進するとともに、スポーツ団体に所属して戦略的な経営を行う人材の雇用創出を支援する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」エ・オ(P. 36)

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

① 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現

[現状]

- ・ 全国の公立スポーツ施設について、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」⁵⁶や先進事例の情報提供等を通じて、政府全体の計画の下で地方公共団体が行う個別施設ごとの老朽化対策や再整備等に関する個別施設計画の策定を促進し、一定程度策定を完了させた⁵⁷。
- ・ 学校体育施設の有効活用について、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業の実施等を通じて地方公共団体の取組を推進した。
- ・ オープンスペースなどを活用したスポーツの場の創出やスポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン、PPP⁵⁸等による民間活用等について、各種の講習会の開催等による情報提供を通じて各分野での地方公共団体の取組を推進した。
- ・ 一方で、社会経済の変化に伴う住民ニーズ（量・質）の変化に応じた計画的なストックマネジメント⁵⁹の下で、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的・質的な充実がなお一層求められている。

[今後の施策目標]

- ✓ ストック適正化の下、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、能力等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。

その結果として、対策の優先順位の考え方等を記載した質の高い個別施設計画の策

⁵⁶ 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）等を踏まえ、公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定のための指針等として策定したもの。

⁵⁷ 公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定率は令和3年4月時点で76%。

⁵⁸ PPP（Public Private Partnership）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

⁵⁹ 施設の集約・複合化を含めた戦略的な維持管理・更新や既存施設の有効活用等を総合的に進めるもの。

定率を令和8年度末に11%（令和元年度末）から50%とする。

[具体的施策]

(スポーツ施設の全体最適化)

ア 国は、公立や民間のスポーツ施設の実態を3年に1回把握・公表するとともに、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づく地方公共団体の取組状況を把握・公表し、公表データ等に基づく地方公共団体によるスポーツ施設全体に関する計画の更なる内容充実、計画に基づく施設の集約・複合化や既存施設の有効活用等の着実な実行を推進する。

(「量」的充実)

イ 国は、民間スポーツ施設や大学スポーツ施設も含め、地域に存在する多様なスポーツ施設の有効活用を推進する。

ウ 国は、スポーツはいわゆる「スポーツ施設」以外でも広くできるという発想の転換を地方公共団体等に促すとともに、スポーツが気軽にできる場としての公園、広場、緑道等のオープンスペース、庁舎施設や商業施設等の空きスペース等の多様な空間の積極的な有効活用、自然と歩きたくなるまちづくり、障害者も自然と出歩きたくなるまちづくりの推進等、施設以外にもスポーツができる場を住民ニーズに応じて知恵と工夫により創出する取組を先進事例の情報提供等により推進する。

エ 国は、J S P O・J P S A等と連携して、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会など各種競技大会等を開催するための施設について先進事例の情報提供等を行い、これを参考にN F・P F等が地方公共団体の負担等に十分配慮した基準等の設定や弾力的な運用を行うことにより、地方公共団体による仮設施設や広域ブロック内の既存施設の活用を含めた効率的・効果的な整備や、大会後にそのレガシーとして広く地域住民がスポーツに親しむ場としての積極的な活用を促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「a. 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実」キ(P. 29)

(「質」的充実)

オ 国は、指定管理者制度の柔軟な運用や成果連動型民間委託契約方式 (P F S / S I B)⁶⁰の導入等の多様なP P P等により民間の資金・ノウハウを活用したスポーツ施設の収益性や魅力を向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進する。

カ 国は、デジタル技術を活用した施設情報のオープン化等による施設の収益性、利用や観戦のしやすさを向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進する。

⁶⁰ 成果連動型民間委託契約方式 (P F S (Pay For Success)) とは、国又は地方公共団体等が、民間事業者に委託等する事業であり、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、支払額等を当該成果指標の改善状況に連動させるもの。S I B (Social Impact Bond) とは、P F Sによる事業のうち、民間事業者が資金提供者から資金を調達し、地方公共団体等から受けた支払に応じて返済等を行うもの。

キ 国は、地球環境に配慮した持続可能なスポーツ施設の整備・運営に関する取組について、先進事例の情報提供等により推進する。

ク 国は、(公財)日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供や、施設の維持管理・運営に関する人材育成、保険制度の普及を図るとともに、施設の構造体・非構造部材の耐震化など自然災害へのハード・ソフト両面での対応を行い、施設の安全確保を推進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」エ・オ(P. 32)

② 地域のスポーツ環境の構築

[現状]

- ・ 地域のスポーツ環境の担い手となる行政、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体の連携や、教育、医療、介護、福祉等スポーツに関する行政の各部局同士の連携を図る必要がある。
- ・ 地域スポーツコミッショナなど既存の地域連携組織の活用を図る必要がある。
- ・ 総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており⁶¹、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツに係る地域の団体や人材の連携促進により、地域の資源を最大限活用し、スポーツの場、プログラム、指導者等の充実を図る。
- ✓ 総合型クラブやスポーツ少年団の体制強化や役割の拡大により、より幅広いニーズに応えられる地域スポーツ環境を構築する。
- ✓ 地域のスポーツ環境に係る施設の活用促進や情報の見える化により、住民と各自のニーズに合ったスポーツの場とのマッチングを促進する。

[具体的な施策]

- ア 国、地方公共団体、スポーツ団体等は、各組織内でスポーツに関する施策立案に携わる人材の育成、地域のスポーツ環境整備の核となるコーディネーター人材や組織の育成、地域スポーツコミッショナなど既存の地域連携組織の活用等を通じ、障害者スポーツを含め、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体の連携体制を構築できるよう支援するとともに、地方公共団体内部におけるスポーツに関する部局の

⁶¹ 令和2年7月現在では、自己財源率が50%以上のクラブが68.0%にとどまっている。また、P D C Aサイクルが定着しているクラブは32.5%、地域課題解決のための方策等について市区町村行政と連携して事業を実施しているクラブは15.3%であり、いずれも割合の増加が課題となっている。

連携を促進する。

- イ 国、地方公共団体等は、専門性を有する運動・スポーツ指導者を有するスポーツ施設と、医師・保健師等を有する医療・介護施設の連携を促進するため、安心・安全かつ健康に対する効果が得られるスポーツの場・プログラム・指導者に係る情報の一元化・周知について支援する。
- ウ 国、J S P O及び地方公共団体は、中間支援組織⁶²が取り組む総合型クラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。
- エ 国及びJ S P Oは、総合型クラブの登録・認証制度を47都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進する。
- オ J S P Oは、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、スポーツ少年団への幼児や中学生等の受入れ拡大のための指導者の確保や多種目型のスポーツ少年団の増加を図る。また、スポーツ少年団を新たなジュニア・ユーススポーツ統括組織として体制を強化すること等により、スポーツの楽しさを基盤としたスポーツ機会の多様化を図ることを通じ、スポーツ少年団の団員数を拡大させる。
- カ J S P Oは、地域スポーツクラブ（仮称）の枠組み⁶³の下に総合型クラブとスポーツ少年団を位置づけるとともに、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、地域で活動するその他のスポーツ団体を含めた地域スポーツ団体の活動充実を図り、地域のスポーツ環境整備を支援する。
- キ 国は、地方公共団体等と連携し、学校体育施設の活用を促進するとともに、利用者とスポーツ施設のマッチング体制や予約システムの整備・利便性の向上を図る。

③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保

a. 人材育成及び活用に関する方針・計画の策定

[現状]

- ・ スポーツ競技・団体ごとに、必要とされる人材の種類、その規模、育成・確保の進捗等は大きく異なり、その方針は各N Fの策定する計画等に一部記載されている。
- ・ このうち、団体の組織運営に関する人材については、ガバナンスコードにおいて各N Fは採用及び育成に関する計画を策定し公表しなければならないこととしている。

[今後の施策目標]

- ✓ 各スポーツ団体等において人材育成及び活用に関する方針・計画を自ら定め、実行していくことを推進する。

⁶² 総合型クラブ登録・認証制度の運用を通じて総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会を指す。

⁶³ J S P Oにおいて、総合型クラブの登録・認証制度とスポーツ少年団の登録制度の統合を視野に入れた上、地域において、総合型クラブとスポーツ少年団が連携・協働する新たな枠組みのこと

[具体的施策]

ア 国は、ガバナンスコードにおいて、各N Fに対して組織運営に関する人材の採用及び育成に関する計画の策定・公表を求めていることを踏まえ、ガバナンスコードに関する普及啓発等を通じて全てのN Fが人材育成及び活用に関する計画を策定できるよう後押しする。

イ 国は、スポーツ競技・団体ごとに指導者の数等の状況を踏まえた人材育成及び活用に関する計画（競技団体横断的な計画を含む）策定が統括団体によるコンサルティング等によって着実に進捗するよう注視し、必要な支援を行う。

b. アスリートのキャリア形成

[現状]

- ・ スポーツ界、教育界、経済界等が連携した「スポーツキャリアサポートコンソーシアム」の運営等、一定の取組が進展。
- ・ 公費による支援を受けた優秀なアスリートの能力は社会の財産であり、その能力が社会に還元されるよう、中央競技団体等は、競技力向上と並行して、アスリートのキャリア形成支援に取り組むことが求められている。
- ・ 一方で、こうしたアスリートのデュアルキャリア形成支援⁶⁴に積極的に取り組むN Fはいまだ多勢とはなっておらず、現役時のアスリートへ効果的にキャリア形成支援を行う支援者が不足している。
- ・ また、各スポーツ団体、企業、チーム等によるアスリートのキャリア形成支援についての取組の好事例がスポーツ界全体に幅広く浸透しておらず、アスリートが地域や職場での運動指導、スポーツの価値を伝える活動に関わる機会も不足している。

[今後の施策目標]

- ✓ 現役時のアスリートへ効果的にキャリア形成支援を行う支援者の不足等の課題を踏まえ、新たな取組を含め、アスリートのキャリア形成支援を着実に促進する。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、N F等が実施する現役時のアスリートのデュアルキャリア形成支援が円滑に行われることを促す。

イ 国は、スポーツ団体及び民間事業者と連携し、スポーツ界におけるDXの進展等を踏まえ、新たな産業領域等におけるアスリートの活躍事例を収集・調査分析し、現役アスリートに対して、セミナー等を通じて情報提供を行う。

ウ 国は、オリンピアン・パラリンピアン等のアスリートが、現役時代の活躍の先にある

⁶⁴ 現役選手としてのキャリアと引退後のセカンドキャリアという2つのキャリアを含む人生設計全体を、アスリートが主体的に考え、現役時から2つのキャリアを形成することができるよう支援するもの。

セカンドキャリアも見据えたキャリア形成を現役時から行い、引退時に現役時代に培った能力を社会に還元することができるよう、企業、地域団体、学校での運動指導やスポーツの価値・楽しさを伝える活動、教育活動等に関わる機会を、JOCが実施するアスリート派遣事業等を通して拡大する。

c. スポーツ指導者の育成

[現状]

- ・ 資格を保有しない指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に普及していない。
- 障がい者スポーツ指導員養成のための講習会等を通して、公認障がい者スポーツ指導者資格取得の促進を図ったが、更なる資格取得者の増加と活用が必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 多様なスポーツニーズに対応した質の高い指導者の養成を支援する。
- ✓ スポーツ分野における暴力・不適切指導等の根絶を図る。

[具体的施策]

- ア 国は、JSPO、JPSA、JOC、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、JSPOが実施する公認スポーツ指導者制度及びJPSAが実施する公認障がい者スポーツ指導者制度並びにJOCナショナルコーチアカデミー事業⁶⁵の理念の理解増進や連携等を進めるとともに、質の高い指導者の養成を支援する。
- イ JSPOは、国の支援を受けつつ、NF等が主催する大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けるとともに、その他の大会や日常的な指導等の場においても、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当たることを求めるなど、指導者が公認資格を取得することの意義を高めることにより、より多くの指導者が自ら資格取得を目指すような制度設計に取り組む。
- ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、障害の有無にかかわらず全ての人がスポーツを実施できる環境整備を進めるとともに、年齢、障害の有無にかかわらず指導できる多様なニーズに対応した質の高い指導者の養成を図る。
- エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、スポーツ分野における暴力等の根絶に向けて、相談窓口のより一層の周知とその活用等を図る。
- オ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、障がい者スポーツ指導者資格を得した指導者が十分に活用される環境の整備を行う。JPSAは、障害者スポーツの理解・普及の促進のための新しい資格の創設に向けた検討を行う。
- カ 国は、NF等における女性エリートコーチの育成・配置を進めるための取組を実施す

⁶⁵ 各競技種目のトップコーチ等を対象とした演習・講義等により、「コーチング」「マネジメント」「コミュニケーション」等のカリキュラムやケースメソッドを通して経験や知見を交換し合える環境を作ることで、オリンピックを始めとする大規模国際競技大会に派遣するコーチ・スタッフの更なる資質向上を図る事業。

るとともに、女性アスリートの健康課題等に関する指導者への理解促進等に取り組む。

d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等

[現状]

- ・ メガスポーツイベントの開催など、ボランティアとして参加する機会の拡大等により、スポーツボランティアへの関心は高まりつつある。
- ・ 選手強化活動全体の強化責任者及びワールドクラスのコーチ等の育成・配置がまだ十分に進んでいないNFがある。また、ナショナルコーチの育成・配置も更なる充実が必要である。（再掲）
- ・ 東京大会後のレガシーとして育成したドーピング検査員の活躍の推進が必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 各団体同士の連携促進を図り、専門スタッフ、スポーツボランティア等の活躍の場を拡充する。
- ✓ （公財）日本アンチ・ドーピング機構（JADA）等と連携し、東京大会を通じて獲得した知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質能力向上を始め、国際基準等に基づく必要な体制を構築する。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、JSPOと（公財）笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークのスポーツボランティア活動の推進に関する連携協定⁶⁶のような取組を促進することにより、スポーツに関わる人材の拡充を支援する。

イ 国は、国内外で開催される国際競技大会への我が国のドーピング検査員の派遣を支援するとともに、最新の国際的なルールに対応できるよう、引き続きドーピング検査員への定期的な研修を実施する。

ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、プレーヤーを安全・健康管理等のメディカル・コンディショニング⁶⁷面で支える専門スタッフの養成やその活用を拡大する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」ウ・ク(P. 36、37)

⁶⁶ スポーツボランティア活動に参加する人と場の拡充を図り、スポーツボランティア文化の醸成を目指すことを目的として、令和元年12月にJSPO、笹川スポーツ財団、日本スポーツボランティアネットワークの三者間で締結された協定。

⁶⁷ スポーツ現場における健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の応急措置、リハビリテーション及び体力トレーニング等に関連する分野。

e. スポーツ推進委員の有効活用

[現状]

- ・ 地方公共団体と住民との間で、連絡調整を遂行しているスポーツ推進委員が少ない⁶⁸。
- また、スポーツ推進委員の認知度が低く、成り手が不足している⁶⁹。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ推進委員と地方公共団体等との連携体制を強化・構築して、連絡調整業務を遂行しやすい体制を作り出すとともに、スポーツ推進委員の質の向上を目指す。
- ✓ 広報活動を実施しつつ、各地域においてどのような人材が必要かを見定め、その地域におけるスポーツ推進委員として適切な人材のリクルートを実施する。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体に対し、スポーツ推進委員と地方公共団体のスポーツ部局や総合型クラブ等のスポーツ団体、都道府県や市町村の体育・スポーツ協会等の関連団体との、合同の連絡会議設立を促し、会議の場で研修、意見交換等を実施し、関係者が連携して地域スポーツの課題解決に取り組む体制を構築できるよう支援する。
- イ 国は、地方公共団体に対し、スポーツ推進委員が参加する研修制度の充実や、行政担当者の研修への参加、スポーツ推進委員とスポーツ担当部署以外との連携等を通して、スポーツ推進委員の資質能力向上を図ることができるよう、支援する。
- ウ 国は、地方公共団体と連携し、スポーツ推進委員の活動状況を把握するとともに積極的な広報活動を実施してスポーツ推進委員の活動の「見える化」を促進することで、スポーツ推進委員に対する認識・理解を促進し、地域にふさわしい成り手の確保を図る。

(11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保

① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶

[現状]

- ・ 各スポーツ団体で暴力・虐待等の根絶に向けた取組が行われているが、その内容において団体ごとの差が大きい。
- ・ 無資格の指導者によって不適切な指導が行われたときに処分ができない等、十分な対応ができなくなる場合がある。
- ・ 資格を保有せずスポーツ指導を行う指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に普及していない。

⁶⁸ スポーツ推進委員の活動のうち、「地域スポーツ活動全般にわたる連絡調整（コーディネーター）」の割合は48.8%にとどまっている。

⁶⁹ スポーツ推進委員の「地域住民への認知度が低い」が63.8%と高く、認知度が低いがゆえに「引き受けてくれる人がいない（成り手不足）」が71.0%となっている。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ分野における暴力・不適切指導等の根絶を図る。(再掲)

[具体的施策]

ア 国及び J S P O は、スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等をせず、また、行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成长を促すことのできるスポーツ指導者を養成する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保」「c. スポーツ指導者の育成」エ(P. 60)

② アスリートに対する誹謗中傷・写真や動画による性的ハラスメントの防止

[現状]

- ・ アスリートに対する SNS 等での誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントが、スポーツ界全体として問題となっている。

[今後の施策目標]

- ✓ 関係省庁や団体等と連携して対処し、アスリートが安心してスポーツに取り組める環境づくりを進める。

[具体的施策]

※本項にも位置付けられる既出施策：(8)「② スポーツを通じた女性の活躍促進」ウ(P. 54)

③ スポーツ事故・スポーツ障害の防止

[現状]

- ・ 体育活動中の死亡事故を含む重大事故は、減少傾向にあるものの、依然として一定程度発生している状況にある。
- ・ 学校における熱中症の発生状況としては、中学校・高等学校での発生割合が 85%を超えており、その 70%以上が運動部活動中の発生となっている。

[今後の施策目標]

- ✓ 多様な国民一人一人が安心・安全に、楽しくスポーツを実施できるような環境を整備する。

[具体的施策]

- ア 国は、競技団体、地域スポーツクラブ等に対し、スポーツ安全に係る情報を発信し安全対策を促す仕組みを整備し、定期的に普及啓発を行う。
- イ 国は、JSC及び地方公共団体と連携し、災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を充実する。
- ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、今後の気候変動の状況や競技の特性を踏まえ、スポーツ大会の開催時期等の見直しを図る。

(12) スポーツ・インテグリティの確保

① スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底

[現状]

- ・ ガバナンスコードに基づき、統括団体がN.F.に対して行う適合性審査が令和2年度から開始された。
- ・ スポーツ団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識は一定程度醸成されたものの団体間で意識に差があり、特に適合性審査の仕組みがない一般団体の意識づけが弱い。
- ・ 令和6年度に全N.F.に対する初回の適合性審査が完了する計画となっているが、同時に、適合性審査の在り方を含め、審査の実施において浮き彫りとなった課題に対する対応を検討する必要がある。
- ・ その際、諸外国の中央競技団体のガバナンスコードの遵守状況や取組等の知見を国やJSCが蓄積しておく必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織経営の透明化を図る。

[具体的施策]

- ア 国は、初回のガバナンスコードの適合性審査の実施により得られた課題を踏まえ、ガバナンスコードの改訂や適合性審査の運用の在り方の再検討を含め、各団体にガバナンスを強化させるための仕組みについて見直しを行う。
- イ 国は、一般スポーツ団体⁷⁰に対するガバナンスコードの普及に努めつつ、JSCスポーツガバナンスウェブサイト等にガバナンスコードに基づいた自己点検結果を自主的に公表することとなっている制度運用の在り方等について必要な見直しを行う。
- ウ 国は、暴力等の根絶に向けて、団体と連携し、暴力等事案の発生防止のための相談窓口の設置拡大を含めた普及・啓発活動を行う。

⁷⁰ N.F.に該当しないスポーツ団体。

※本項にも位置付けられる既出施策：(11)「① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶」ア(P. 63)

② 紛争解決制度の整備

[現状]

- ・ スポーツ仲裁自動応諾条項⁷¹の採択について、JPSAや都道府県スポーツ・体育協会における採択率が伸び悩んでいる。
- ・ スポーツ仲裁自動応諾条項に関する周知・啓発が十分でないことや、そもそも団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識が低いこと等が原因として考えられる。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ仲裁・調停制度の理解増進を図るとともに、紛争解決制度の整備を行う。

[具体的施策]

- ア 国は、スポーツ団体やアスリート等に対するスポーツ仲裁・調停制度の理解増進等を推進し、NFに加えより多くのスポーツ団体がスポーツ仲裁の自動応諾条項を採択すること等で適切な紛争解決制度が構築され、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決が促進されることを目指す。

③ ドーピング防止活動の推進

a. 検査体制等の整備

[現状]

- ・ 國際基準に基づく国内の検査分析体制を適切に整備し、ラグビーワールドカップや東京大会等をクリーンな大会として実現し、スポーツの公平性・公正性を確保した。その一環として（一社）日本スポーツフェアネス推進機構が設立された。
- ・ ドーピング防止活動推進法の成立（平成30年10月）を踏まえ、東京大会に向けドーピング検査だけでは捕捉しきれないドーピングの防止を図るため、ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みを構築した。
- ・ 東京大会等に向けて育成したドーピング検査員や、構築した国内外の人的・組織的ネットワーク等を東京大会のレガシーとして、国内外の活動において有効活用していくことが必要。

⁷¹ スポーツ紛争を迅速かつ適正に解決するため、(公財)日本スポーツ仲裁機構(JSAA)によるスポーツ仲裁を活用することを定めるもの。

- ・ 分析の質的向上を目指す国際的な潮流を踏まえ、ドーピング検査における血液検査を適切に実施するなど、引き続き、フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツにおける公平性・公正性を確保していくことが必要。
- ・ 東京大会の成果や知見を踏まえ、血液ドーピングや遺伝子ドーピング⁷²等の巧妙で高度化するドーピングに対応した情報共有体制や分析体制を継続的に検討していくことが必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会を通じて得られた知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質向上を始め、国際基準等に基づく必要な体制を構築し、スポーツにおける公平性・公正性を確保する。

[具体的な施策]

- ア 国は、JADA等と連携し、国際検査機関（ITA）が実施する国際的な検査員の育成プログラム等にJADAの職員等を派遣するなど、引き続き国内の持続可能で適切な検査分析体制を整備する。
- イ 国は、JSC、JADA等と連携し、血液ドーピングや遺伝子ドーピング等の高度化するドーピングについて問題意識を関係者に共有しつつ、適切なドーピング防止体制を検討していく。

※本項にも位置付けられる既出施策：(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保 d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等」イ(P. 61)

b. 国際的なドーピング防止活動

[現状]

- ・ 我が国におけるドーピング防止規則違反確定率は国際的にみて低い。世界ドーピング防止機構（WADA）の規程等を遵守するため、WADAの監査等にも対応して必要な改善を行いつつドーピング防止活動を着実に実施している。
- ・ 我が国はWADA創設以来の常任理事国として国際的なドーピング防止活動の意思決定等に人的な貢献を果たし、特にアジア地域においてリーダーシップを発揮している。
- ・ WADAやUNESCOにおける国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に、JSC、JADA等と緊密に連携し積極的に参画することは重要。また、ITA等の関係機関と連携を深め、国際的なドーピング防止活動に貢献する必要がある。

[今後の施策目標]

⁷² 遺伝子治療の技術を転用して競技能力を高めるために遺伝子編集等を行うこと。

- ✓ WADAへの参画による国際的なドーピング防止活動に貢献する。
- ✓ 東京大会に向けて育成してきたドーピング検査員について、アジア競技大会（2022年中国）、世界水泳選手権（2022年日本）、2024年オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際大会における活躍を推進するほか、SFT事業を通じて得られたネットワーク、知見、成果を活用し、諸外国のドーピング防止体制の整備を支援する。

[具体的施策]

- ア 国、JSC及びJADAは、WADAやUNESCO等における国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に参加。
 - イ 国は、WADA等と連携し、ドーピング防止教育の国際展開やアジア地域における人材育成など、国際的なドーピング防止活動に貢献する。
- ※本項にも位置付けられる既出施策：(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保 d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等」イ(P.61)

c. 教育研修活動

[現状]

- ・ 令和3年1月に発効したWADAの「教育に関する国際基準」に沿った教育プログラムを実施する必要がある。また、教材の内容や提供方法等について、アスリートの意見を反映した教育プログラムにする必要がある。
- ・ スポーツに関わる機会が少ない専門分野の医師・歯科医師・薬剤師に対する情報提供を充実させる必要がある。
- ・ サプリメントに対する理解が不十分であることに起因するドーピング防止規則違反や居場所情報の提出不備が発生している。
- ・ 対象者に応じた教育プログラムや、大学生のアスリートに対するドーピング防止教育をより一層推進する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 国内の関係機関と協力・連携を図り、国際基準を踏まえた Educator⁷³による教育の確立等、国内関係者のドーピング防止活動に対する知識水準を維持・向上させる。

[具体的施策]

- ア 国は、JADA・JOC・JPC等の関係機関と連携し、幅広いアスリート等に教育を提供する Educator の養成を支援する。
- イ 国は、JADA等と連携し、アスリート、サポートスタッフや、医師・歯科医師・薬

⁷³ WADA が示す教育に関する国際基準や「スポーツの価値を基盤とした教育」等の内容に堪能であり、教育を提供するための研修を受けた者であって、署名当事者である JADA により認定された者をいう。

剤師等の幅広い層に対する教育研修活動を推進することにより治療使用特例（TUE）不備等によるドーピング防止規則違反の発生を抑止する。

ウ 国は、JADA等と連携し、学校における「スポーツの価値を基盤とした教育」を含む指導を推進し、ドーピング防止の基盤となる学習機会の充実を図る。

d. 研究活動

[現状]

- ドーピング防止に貢献する新たな研究ニーズに対応した研究開発を計画的に実施し、成果創出できるように支援する必要がある。

[今後の施策目標]

✓ ドーピングの防止に関する最先端研究を推進し、巧妙化・高度化するドーピングの検出やアスリートの負担軽減の実現を図る。

[具体的な施策]

ア 国は、JADA、大学・研究機関及び民間事業者等と連携し、最新の検査方法等の開発について研究活動を計画的に推進する。

第6章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

1 第3期計画における取組・施策の実効性を高めるためのEBPMの推進

(数値目標を含めた成果指標の考え方)

第2期計画では、第1期スポーツ基本計画（以下「第1期計画」という。）の数値目標等をベースに、達成状況の検証が事後に適切に行えるよう、具体的施策の実施主体と取組内容を明示しつつ、できる限り成果指標を設定することとし、特に数値を用いた成果指標は、第1期計画の8から20に増加させることとした。

こうした成果指標を増やして設定することによって、当該施策の目的をどの程度実現できたかどうかを、客観的な数値の達成状況と照らし合わせることで評価しやすくなったりという効果が生まれてきていている。

しかしながら、現行の指標は、当該施策の達成状況を個々に評価するにとどまっているものが多く、様々な施策群が相互に関係し合いながら、スポーツの推進における中長期的な基本方針を進める上でどのような効果を挙げているのか、といった総合的な評価を行っていく際には、なお工夫の余地があると考える。

加えて、当該指標の位置付けについて、我が国のスポーツを推進するための個別具体的な事業活動やそれらに要する経費として投入された予算等を踏まえながら、実際の活動を通じて達成された実績を評価するアウトプット指標と、それらの活動実績を通じて達成された成果を示すアウトカム指標との仕分を更に精査していく必要があると考える。

(スポーツ行政分野におけるEBPMの推進)

こうした課題を改善していくため、現在政府全体で進められているEBPM（Evidence-based Policymaking／エビデンスに基づく政策立案）に、スポーツ行政分野においても取り組んでいく必要がある。具体的には、

- (1) 政策目的を明確化させ、
- (2) その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何か

など、当該政策の^よ拠って立つ論理を明確にし、これに即してデータ等のエビデンス（根拠、証拠）を可能な限り収集し、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組・限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開することを目指すべきである⁷⁴。

⁷⁴ 「EBPM推進に係るこれまでの取組等」（令和2年10月27日、経済財政一体改革推進委員会EBPMアドバイザリーボード 内閣官房行政改革推進本部事務局 配布資料）

(第3期計画におけるロジックモデルの構築)

このため、第3期計画においては、第2章1.で示したような方向性が眞に実効性がある形で遂行されるよう担保することを目指し、数値を含む成果指標とスポーツの推進等のために実施していくべき各種施策との関係性を整理し、その精緻化を図るべく、ロジックモデルを構築することが重要である。なお、その具体的な構築に当たっては、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定）などの方針に従い、政府の関係会議やEBPM担当部局と緊密に連携・調整しながら具体化することとする。

(第3期計画中における評価の実施)

また、当該ロジックモデルに基づき、第3期計画の取組状況の進捗を毎年定期的にフォローアップすることに加え、第3期計画の前半期の取組状況を評価し、その成果指標の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて新たに実施すべき取組や改善すべき取組等を、第3期計画の後半期に向けて示すことで、第3期計画の実効性をより強固に担保する必要がある。さらに、第4期スポーツ基本計画の策定に向けた検討にも活用していくべきである。

こうしたスポーツ政策のロジックモデル等の整理・分析に加え、各政策目標を達成するための各施策について、その効果がどのような成果を挙げているのか、効果の測定を行う他、実施事業の検証を行い、事業改善を図るといった、科学的知見を踏まえた政策立案を進めることも重要である。

このように、第3期計画において、その取組や施策の実効性を高めるために、EBPMを積極的に進めていくことも必要である。なお、こうしたEBPMの推進に当たっては、研究機関や大学等と緊密な連携による、スポーツに関する研究の推進やデータの収集等の取組、これに向けた体制の確立が求められる。

2. 第3期計画の広報活動の推進

人々が、様々な楽しみや喜びを感じながら、自ら進んでスポーツに取り組んでいくことができる社会を目指すためにも、第3期計画で示した基本的な考え方や具体的な内容が一部の関係者間で共有されるだけでなく、国民を始めとする社会全体に対して、その趣旨や内容等を分かりやすい形にして、広く伝えていく広報活動を積極的かつ継続的に推進することが不可欠である。こうした広報活動を通じて、多くの人々がスポーツの価値や効用等を理解して、自ら興味・関心を持ってスポーツに関する情報を収集したり、実際にスポーツに親しんだりすることにつなげていく必要がある。

そのため、広報すべき内容に応じて、情報発信のタイミングや、対象となる国民層、国民のニーズや社会の動向等を意識した広報ツール（SNS、動画配信サービス等）を適宜活用

していくとともに、広報の対象となる層に応じて、第3期計画の中で理解してもらいたい考え方や、関心が高いと思われる施策等を取り出して、分野別に情報提供をするなど工夫することが求められる。また、スポーツを、多くの人々に親しみを持って受け止めてもらえるよう、トップアスリートやスポーツ団体など、日本スポーツ界の関係者の協力も得ながら取り組んでいくことも重要である。

さらに、単に情報を発信するだけでなく、広報した内容が、国民や社会全体でどのように受け止められたのか、規模感や具体的な反応等にも留意しながら、具体的な活動内容を不斷に検証していくことを通じ、今後の広報活動の改善・充実につなげることを目指すべきである。

3. 第3期計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用

基本法第8条は、「政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない」と規定している。

スポーツ関連予算については、東京大会等の大規模国際競技大会の開催でのスポーツへの関心や熱意の高まりが一過性のものに終わらないよう、引き続き安定的なスポーツ関係の予算の確保を図っていく必要がある。また、その前提として、予算の効率的・効果的な活用に努めるとともに、スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底することも重要である。

また、スポーツ振興投票制度については、令和2年12月にスポーツ振興投票の実施等に関する法律が改正された⁷⁵ことを踏まえ、JSCにおいて令和4年度の販売開始に向けて検討をしている新商品等による売上げの向上や、業務運営の更なる適正化や広報活動の展開による収益の拡大に努め、スポーツの推進のための貴重な財源として有効に活用する。

加えて、スポーツに対する寄附や投資の一層の活性化を図るとともに、クラウドファンディングやスポーツデータの活用による新たなビジネスモデルの展開等、スポーツの推進に要する財源に関して様々な議論があることも踏まえつつ、引き続き多様な財源の在り方について検討することが重要である。

こうした取組を通じてスポーツを推進することが、人々の健康を増進したり、地域の活性化や課題解決に寄与したりすることとなり、人々の生活や心を豊かにできることを明らかにして、国民からの期待や支持を受けて更なる財源の確保につながる好循環を作り出すと

⁷⁵ 主な改正内容は、以下の通り。

- (1)スポーツ振興投票の収益の使途の拡大を図り、スポーツを行う者の安全の確保に資するために必要な設備の整備（プレイヤーズファーストの徹底）、地域におけるスポーツ活動、医療従事者等の派遣、スポーツ団体の運営基盤の強化、感染症等が発生した場合における選手の支援事業等に収益を充てられることを定める。
- (2)(1)の収益の使途の拡大に対応できるよう、スポーツ振興投票の売上向上を図る観点から、①バスケットボールの対象競技への追加、②単一の試合の結果・スコアを予想する新商品（単一試合投票）及びリーグ戦やトーナメント戦の順位を予想する新商品（順位予想投票）の導入に、投票対象を広げる。

いう「スポーツを通じた人への投資」を充実させていく視点を持つことも重要である。

4. 第3期計画を支える様々な主体に期待される役割とそれに対する支援

第2期計画でも示したように、基本計画は、国の施策を中心に国が定めるものであるが、飽くまでも「スポーツの主役は国民」であり、また、国民にその機会を提供する地方公共団体やスポーツ団体、民間事業者等が主役である。国としては、各主体が「主役」としてスポーツに参画し、そして最大限その価値を体感できるよう、様々な取組・施策を図っていく必要がある。

(スポーツの「主役」としての国民)

国民一人一人が、それぞれのライフステージ等に応じて適切なスポーツの実施方法を見いだせるような機会の提供や実施方法の広報が必要となる。また、その担い手となるスポーツ団体や地域の活動等に参加・貢献するなど、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず多様な方が参画し、国民全員でスポーツをする環境を育むようなムーブメントを啓発することが必要である。

加えて、その前提として、スポーツを実施する者の心身の健康や安全を脅かすなど、スポーツそのものの価値を毀損したり、制限したり、おろそかにするような指導方法や実施環境等は一切否定すべきであり、そのような事態を生じさせないような対応を取っていくことが不可欠である。

また、特にアスリートについては、競技する上で自らの心身の健康状態を意識的に管理できる知識、自らのアスリートキャリアに係る考え方等をより一層深めるとともに、高い倫理観を持つことが重要である。また、スポーツ活動を通じて得た知見をスポーツ活動に携わる次の世代や地域社会につなげていくことが望まれており、その契機となるプログラムや機会の提供を図ることが必要である。

(「スポーツ団体」「民間事業者」等に期待される役割)

スポーツ団体や民間事業者等については、アスリートを含むスポーツを実施する者やスポーツに対する意欲はあるものの実施できていない層のニーズを受け止め、オンライン、A I、V R・A R等の最先端の技術等を活用して新たなスポーツの「する」「みる」「ささえる」機会を創出し提供できるよう、国は、その取組を支援することが必要である。また、国は、民間事業者の活動の現状や課題等を整理することが必要である。

さらに、国民にスポーツの活動機会を提供する担い手としての役割を十分に果たせるよ

う、スポーツ団体は、ガバナンス・経営力の強化に向けた取組を図ることが必要である。⁷⁶

特に、N Fは、ガバナンスコード（N F向け）に示されているように、国内において特定のスポーツを統括して広範な役割を担い、そのスポーツに関わる人々のよりどころとなる団体である。その役割は「競技力の向上」にとどまらず、当該スポーツに親しむ人々を一人でも多く増やしていくための「普及啓発」に広く取り組むことも期待されている。（1）トップレベルの選手や指導者以外にも、対象スポーツに「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で関わる全国の愛好者、都道府県協会や都道府県連盟といった地方組織、スポンサー、メディア、地域社会など多くのステークホルダー（利害関係者）が存在する、（2）唯一の国内統括組織として、対象スポーツの普及・振興、代表選手の選考、選手強化予算の配分、各種大会の主催、審判員等の資格制度や競技者・団体登録制度の運用等の業務を独占的に行っているという、大きく2つの総括的な特徴を有することを鑑み、各種の公的支援の対象ともなっている。そのため、その業務運営が大きな社会的影響力を有するとともに国民・社会に対しても適切な説明責任を果たしていくことが求められる公共性の高い団体として、N Fは特に高いレベルのガバナンスの確保が求められていることを自覚しなければならない。

他方、一般スポーツ団体も、地域においてスポーツの普及・振興等の重要な担い手となっており、スポーツの果たす公共的役割の重要性も鑑みつつ、自らの主体的な努力により適切な組織運営を図っていくことが求められる。

（「地方公共団体」に期待される役割）

地方公共団体は、国民に対してスポーツの機会を提供するとともに、スポーツを通じて様々な社会の活性化や課題解決を図る観点からも、スポーツ施策の展開に当たって、「場づくり」の担い手や様々な関係者が集まる地方公共団体は極めて重要な役割を果たすものと考える。国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第3期計画を参照してできる限り速やかに地方スポーツ推進計画を改定・策定することが期待され、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施することができるよう、国としても必要な情報提供等を実施する必要がある。なお、地方スポーツ推進計画を改定・策定するに当たっては、第3期計画の記載事項を形式的に全て踏まえる必要はなく、各地域が有するスポーツ資源等を十分に踏まえた上で、各地域における課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討した上で、各地域の実情に応じた地方スポーツ推進計画となることが望ましい。その際には、各地域の実情等を踏まえつつ、性別、年齢、障害の有無など多

⁷⁶ 基本法第5条第1項「スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。」、同条第2項「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。」

様な背景・立場等を有する方々の声を広く取り入れるため、計画を検討するための会議の委員構成を配慮したり、ヒアリングの機会を設けたりするなどの工夫を行うことが望まれる。

また、スポーツの力を活用した地域の諸課題の解決のための継続的な取組に関係部局・団体が一体となって取り組めるよう、国としても必要な支援や情報提供等を実施することも重要である。また、地方公共団体内においてもスポーツ部局に限らず、様々な部局が連携して施策に取り組むことが望まれる。

なお、スポーツ政策の実施に当たり、都道府県の役割が重要であることはもちろんのこと、より住民に近い立場にある市区町村といった基礎自治体の役割は極めて大きいところである。また、こうした市区町村が地方スポーツ推進計画を策定する際には、近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含めて、各地域の実情に応じて適切に判断されることが望ましい。

以上のように、様々な主体と連携・協力することで、スポーツが持つ無限の可能性を發揮できるように取組を進める必要がある。

おわりに

(※今後、審議を踏まえて作成予定)